

個別論点の検討(9)

| | |
|--|----|
| 1. 法定追認の特則..... | 1 |
| 2. 消費者の利益を一方的に害する条項（法第10条）..... | 8 |
| 2-1. 前段要件..... | 8 |
| 2-2. 後段要件..... | 11 |
| 3. 条項使用者不利の原則..... | 16 |
| 4. 不当条項の類型の追加..... | 30 |
| 4-1. 消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する 条項..... | 30 |
| 4-2. 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を 付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権 の要件を緩和する条項..... | 42 |
| 4-3. 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示が あったものと擬制する条項..... | 48 |
| 4-4. 契約文言の解釈権限を事業者のみに与える条項、又は、法律 若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若 しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみ に付与する条項..... | 53 |
| 4-5. サルベージ条項..... | 59 |

1. 法定追認の特則

消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しに関して、法定追認の規定（民法第125条）の適用についての特則を設けるべきという考え方があり得るが、これについてどう考えるか。

< 具体的な対応（第11回と同じ） >

【甲案】消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しについては、法定追認の規定（民法第125条）を適用しないこととする。

（注）民法第125条第1号から第6号に掲げられた行為のうち、一部についてのみ（例えば、第1号についてのみ）法定追認の規定を適用しないこととすることも考えられる。

【乙案】消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しについては、消費者が取消権を有することを知った後に民法第125条各号に掲げる事実があった場合でなければ法定追認の効力は生じないこととする。

【丙案】民法の解釈・適用に委ねる。

事例 1-1 厳しい口調で「ちょっと待ちなさい、貴方は、勉強しに来たんでしょ。」などと言って引き止められ、事業者の経営する易学院の部屋から退去することが困難な状態に陥らされて、易学受講契約を締結したが（法第4条第3項第2号の要件を充足する）、いったんそこを退去した翌々日以降に、易学受講契約の授業料等の一部を支払い、易学の授業も受講した。（第11回資料2事例1-1）

事例 1-2 SF商法のテント会場で、布団（30万円）を購入した。入り口がふさがったうえ、販売員が両側に付き添ったので逃げられなかった。5ヵ月後、事業者から求められて支払いをしてしまった。（第11回資料2事例1-2）

（1）第11回での議論の概要

ア 議論の対象

第11回では、消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しに関し、法定追認の規定（民法第125条）の適用についての特則を設けるべきか否かについて、甲ないし丙の各案を提示し、これについて議論が行われた。

イ 意見の概要

(ア) まず、甲案に賛成する意見は、法律に詳しくない消費者が、不当勧誘後に、取消権を行使できることを知らずに民法第 125 条各号に掲げる行為をしてしまう場合が少なくないこと、事業者が執拗に催促して消費者に民法第 125 条各号に掲げる行為をさせることが可能であることなどを論拠とするものであった。他方で、甲案に消極的な意見は、取引関係を著しく不安定にするため賛成できない、取消原因の拡大により取引が安定しないケースが増えることが議論される中では、取引の安定に資する法定追認の規定の適用を排除することには賛成できないとするものであった。

なお、甲案に賛成する意見のうち、黙示の追認（民法第 124 条第 1 項）が認められる場合があることを否定する趣旨のものはなかった。

(イ) 次に、乙案であるが、これに賛成する意見は、甲案のように一律に法定追認の適用を排除するのではなく、一応適用があることにして、取消権を有することの認識の有無により区別するのが柔軟ではないかというものであった。他方で、乙案に消極的な意見は、消費者が取消権を有することを認識しつつも事業者の言動により民法第 125 条各号の行為をしてしまうケースが多いのであれば乙案が適切とは言えないのではないかと、取消権を有することを知りつつも、その行使を期待できない状況があるのではないかと、消費者の認識を誰がどうやって立証するのが明らかにならない以上は賛成できないというものであった。

そのほか、乙案に対しては、消費者が債務者として履行をした場合だけでなく、債権者として、事業者から送付された商品を受領する場合であっても法定追認となるのであれば、取消権が機能しなくなるのではないかと指摘があった。

(2) 問題の所在

第 11 回の資料において示したとおり、消費者契約においては、法に詳しくない消費者が、明確に意図しないままに民法第 125 条各号の行為をし、取消権を行使できなくなることの不都合性が指摘されているところであるが、第 11 回の「消費者が債務者として履行をした場合だけでなく、債権者として、事業者から送付された商品を受領する場合であっても法定追認となるのであれば、取消権が機能しなくなる」との意見を踏まえて、民法第 125 条各号の行為を、取消権者がした場合と受けた場合とで区別して検討する必要がある。

ア 取消権者が相手方の債務の「全部又は一部の履行」を受けた場合

(ア) 民法第 125 条各号に掲げられた事実のうち、「全部又は一部の履行」(第 1 号)、及び「担保の供与」(第 4 号)は、取消権者がこれを受けた場合も含まれると考えられている¹。もっとも、消費者契約において、事業者が消費者に対して担保を供与することはあまり想定されないため、検討する必要があるのは、主として事業者が債務の「全部又は一部の履行」を行った場合と考えられる。

(イ) 取消権者が相手方の債務の「全部又は一部の履行」を受けた場合にも法定追認となる旨を判示したリーディングケースは、大判昭和 8 年 4 月 28 日(民集 12 卷 1040 頁)である。同判決は、未成年者の法定代理人(母)が親族会の同意を得ずに未成年者所有の不動産を売却し、買主が土地所有権の移転登記手続を求めた訴訟において、売主が未成年者取消権を行使したと主張したものの、売主が成年に達した後に土地売買代金の内金 4 円を受領していたという事案で、債務の履行を請求することと債務の履行を受けることとは債務の発生の原因である行為の効果を自認する点では異ならず、債務の履行を請求することは民法第 125 条第 2 号により追認をしたものとみなされるのであるから、債務の履行を受けることを民法第 125 条第 1 号の「全部又は一部の履行」に含まれると理解しなければ衡平を失ずるとして、法定追認となる旨を判示している。

この判例を前提とすると、消費者契約において、例えば、事業者が、①消費者に対して商品を手交した場合、②宅配業者に委託して消費者に商品を送付した場合、③消費者の預金口座に振込送金した場合などにも、法定追認が認められる可能性がある。

イ 取消権者が民法第 125 条各号の行為をした場合

事例 1-1 は、消費者が監禁による困惑によって契約を締結した後、その場を離れた後で、自らの債務の一部を履行した事例である。事例 1-2 も同様の事例であるが、事例 1-1 と異なり、事業者から支払を求められて債務の履行をした事例である。

¹ 「強制執行」(第 6 号)について、取消権者の相手方が行う場合も含まれるとする見解も主張されているが、判例(大判昭和 4 年 11 月 22 日新聞 3060 号 16 頁)は、取消権者の相手方の行う強制執行によっては法定追認にならないとしている。

これらの事例においては、消費者が取消権を行使できなくなることを理解せずに法定追認となる行為をしている可能性があると考えられるところであるが、これらの場合に取消権を行使できなくなることは、取消権を付与した意義を損なうことになるのではないかが問題となる。

(3) 考え方

ア 甲案について

甲案は、消費者契約法の規定による意思表示の取消しについては、民法第125条を適用しないこととする考え方である。

前記判例を前提とすると、例えば、契約締結後に事業者が消費者に対して商品を手交した場合（上記（2）ア（イ）の①の場合）にも、「全部又は一部の履行」に該当し、法定追認が成立すると考えられる。このようなケースは、実際にもあり得ると考えられるが、このようなケースについても法定追認を認めるべきではないとすると、甲案のように考えなければならないことになる。また、（2）イに記載したとおり、消費者が取消権を行使できなくなることを理解せずに民法第125条各号の行為をする可能性があるが、甲案のように考えれば、法定追認とはならないことになる。

もっとも、第11回においては、甲案に対して、取引の安定を阻害するとの懸念が示された。確かに、取引の安定は重要な考慮要素であり、不当に取引の安定が阻害されることは許されないと考えられる。しかしながら、法定追認の規定を適用しないこととしても、取消権者が取消権の発生を知らずして特に異議をとどめずに民法第125条所定の行為をしたときは、黙示の追認となることが考えられ、直ちに取引の安定が阻害されるものとは考えられない。

また、法定追認の規定が適用される場面は、事業者の不当な勧誘行為があった場合であり、そのような不当な勧誘行為を行った以上、事業者が一定の不利益を甘受しなければならないのはやむを得ない側面もあると考えられる²。

なお、甲案は、消費者契約法の規定に基づく意思表示の取消しについては、法定追認の規定（民法第125条）の全体を適用しないこととする考え方であるが、民法第125条第1号から第6号に掲げられた行為の一部について、法定追認の規定の適用をしないこととする余地もあり得ると考えられる³。例えば、消

² 前掲大判昭和8年4月28日は、未成年者取消権が問題となった事案についてのものであり、相手方に詐欺などの取消原因となる行為があったわけではない。

³ 民法第125条第1号（全部又は一部の履行）は、取消権者が債務者として自ら履行する場合だけでなく、債権者として相手方の履行を受領する場合も含まれる（大判昭和8年4月28日

費者契約において特に問題となると考えられるのは民法第 125 条第 1 号に掲げられた「全部又は一部の履行」であることから、消費者契約法に基づく取消権との関係では、同号についてのみ、法定追認の規定を適用しないこととすることがあり得る。

イ 乙案について

(ア) 乙案は、消費者が取消権を有することを知った後に民法第 125 条各号に掲げる事実があった場合に法定追認を認める考え方である。

前述のとおり、例えば、契約締結後に事業者が消費者に対して商品を手交した場合（上記（２）ア（イ）の①の場合）にも、「全部又は一部の履行」に該当し法定追認が成立すると考えられるが、乙案は、甲案とは異なり民法第 125 条の適用を排除しないため、消費者が取消権を有することを知った後に、事業者が消費者に対し商品を手交した場合、消費者は、異議をとどめない限り（民法第 125 条ただし書）、追認をしたものとみなされることになる。

もっとも、消費者は、取消権を有することを知っているのであるから、異議をとどめることが期待できないわけではないとも考えられるが、どうか。

(イ) 第 11 回において、乙案に対する懸念として、消費者が取消権を有することを知りつつも、その行使を期待できない状況があるのではないかとの指摘があった。

法定追認となるためには、「追認をすることができる時以後に」民法第 125 条各号の行為がなされる必要がある。追認をすることができる時は、誤認類型の場合は消費者が誤認に気付いた時であり、困惑類型の場合は、通常は、

民集 12 卷 1040 頁）。これが通説とされる（於保不二雄=奥田昌道『新版注釈民法(4)』（有斐閣）530 頁）。

同条第 2 号（履行の請求）は、取消権者のする場合に限られる。相手方から請求を受けた場合は含まれない（大判明治 39 年 5 月 17 日民録 12・837）。

同条第 3 号（更改）は、取消権者が債権者としてする場合と債務者としてする場合を含む。

同条第 4 号（担保の供与）は、取消権者が債務者として担保を供する場合のみならず、債権者として相手方からの担保の供与を受けた場合も含むと考えられている。

同条第 5 号（取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡）は、取消権者として行った場合に限られると考えられる。

第 6 号（強制執行）は、取消権者が強制執行を受け、これを甘受したときは追認をしたものとみなされるべき見解も主張されているものの、判例は、未成年者の取り消すことができる行為による契約に基づく相手方からの履行請求の訴えに法定代理人も関与しながら敗訴して、その判決が確定し、執行されても、その後、未成年者が成年に達した後に、その行為を取り消すことができるとしている（前掲大判昭和 4 年 11 月 22 日）。

消費者が退去すべき旨の意思を示した住居等から事業者が退去した時、又は消費者が退去する旨の意思を示した場所から消費者が退去した時と考えられる⁴。

不退去状況又は監禁状況を原因として消費者が動揺して取消権を行使できない場合は、当該消費者は、不退去状況又は監禁状況から脱したとしても、依然として困惑しており、追認をすることができる時にないとして、民法第125条各号の行為があつたとしても法定追認にはならないと考える余地もあるが、他方で、不退去状況又は監禁状況から脱しているとして、その後民法第125条各号の行為があれば法定追認となる可能性もある。

また、取消権の行使を期待できない状況は、不退去状況及び監禁を原因とするもの以外にも考えられる。例えば、不退去状況又は監禁状況における勧誘の最中に大きな声を出されたような場合には、不退去状況又は監禁状況から脱した後でも、大きな声を出されたことが影響して取消権の行使が期待できなくなることがあり得ると考えられる。他方で、このような場合に、事業者から支払いを求められ、消費者が支払ってしまった場合は、異議をとどめない限り、追認をしたものとみなされる可能性もあるが、どう考えるか。

(ウ) なお、乙案に対しては、消費者が取消権を有することを知っていたことを誰が立証するのかと指摘されている。法定追認の規定（民法第125条）の適用が想定される場面は、事業者の不当な勧誘行為があることが前提となっているのであるから、その不当な勧誘行為の効果を否定するものが法定追認であるとすれば、事業者において消費者が取消権を有することを知っていたことを立証する必要があるとの考え方が素直ではないかと思われる⁵。

⁴ 消費者庁消費者制度課編『逐条解説 消費者契約法〔第2版補訂版〕』（商事法務）（以下「消費者庁逐条解説」という。）171頁参照

⁵ なお、消費者が、取消権を有することを知らなかったことを立証する必要があるとするのは、「ないこと」の証明を求めることになるが、「ないこと」の証明は一般には困難であると指摘されている。

【参照条文】

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（他の法律の適用）

第十一条 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

2 （略）

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（追認の要件）

第二百二十四条 追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。

2・3 （略）

（法定追認）

第二百五十五条 前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

- 一 全部又は一部の履行
- 二 履行の請求
- 三 更改
- 四 担保の供与
- 五 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡
- 六 強制執行

民法改正法案による改正後の民法（民法の一部を改正する法律案新旧対照条文より）

（追認の要件）

第二百二十四条 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

2 （略）

（法定追認）

第二百五十五条 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

一～六 （略）

（参考1）これまでに出された提案

日弁連改正試案

（追認及び法定追認の排除）

第12条 民法第122条から第125条までの規定は、この法律の規定による意思表示の取消しについては適用しない。

2 . 消費者の利益を一方的に害する条項（法第 10 条）

2 - 1 . 前段要件

法第 10 条の前段要件について、最高裁判決を踏まえ、当該消費者契約の条項がない場合と比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものかどうかを判断するという考え方に基づいて適切な修正を行うこととしてはどうか。

（ 1 ）第 10 回での議論の概要

ア 議論の対象

法第 10 条は、まず、消費者契約の条項が、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定」（以下「任意規定」という。）の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する内容であることを要件としている（前段要件）⁶。

ここでいう任意規定について、最高裁は、建物賃貸借契約の更新料に関する判決において、「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である」という判断を明示した⁷。この判決を前提とすると、前段要件は、消費者契約の当該条項がなければ任意規定及び一般的な法理等に照らして消費者に認められたはずの権利義務を、当該条項が消費者の不利に変更しているかどうかを基準となる。

そこで、第 10 回では、最高裁判決を踏まえ、前段要件を端的に「消費者契約の条項であって、当該条項がない場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するもので」と修正するという考え方を提示し、これについて議論が行われた。

⁶ 「その他の法律」とは、「任意規定を有する法律で、民法、商法以外のもの」を指すと解されている（消費者庁逐条解説 225 頁）。

⁷ 最判平成 23 年 7 月 15 日民集第 65 卷 5 号 2269 頁。同判決のいう「一般的な法理等」は、同判決の担当調査官解説によると、「確立した判例法理や法原則（あるいは一般法理）」を想定しているようである（『最高裁判所判例解説 民事篇 平成 23 年度』（法曹会）554 頁〔森富義明執筆〕）。

イ 意見の概要

(ア) 第 10 回では、本提案に賛成するという意見があった⁸。その理由として、比較の対象となる任意規定が明文で存在しない限り法第 10 条の適用がないかのような文言になっているのは適当ではないという意見や⁹、前段要件の趣旨は、条項がなければ認められていた権利義務が、当該条項によってどのように変更されたかを見るために設けられたものであるから、「当該条項がない場合に比し」と改めるのは自然であるという意見があった。

(イ) 他方で、前段要件が適用される事案は変わらないのであれば、前段要件の文言を改める必要はないという意見があった。

(ウ) また、「任意規定の適用による場合に比し」を「当該条項がない場合に比し」に修正することにより、契約の目的や価格等の中心条項についても法第 10 条が適用されることにならないかという懸念を示す意見もあった。

(2) 考え方

前段要件については、最高裁判決を踏まえ、消費者契約の条項が、当該消費者契約の条項がない場合と比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものかどうかを判断するという考え方に基づいて適切な修正を行うことが考えられる。

この考え方によると、①当該条項がない場合に認められたはずの権利義務と、②当該条項により認められる権利義務を比較し、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項といえるのであれば、前段要件に該当することになる。

①について、当該条項に関する任意規定又は一般的な法理等が存在する場合には、任意規定又は一般的な法理等を適用した場合に認められる権利・義務が①に該当する。しかし、任意規定や一般的な法理等のいずれも存在しない場合には、「当該条項がない場合に認められたはずの権利義務」を想定することができず、比較するための法的な基準がないことになるので、前段要件に該当しないことになると考えられる。したがって、この考え方は、前段要件の適用範囲

⁸ 第 10 回以外の意見として、第 12 回参考資料 3〔古閑委員提出資料〕32 頁は、最高裁判決を条文で明確化する趣旨であり、「当該条項がない場合に比し」と変更することには反対しないとする。

⁹ 第 10 回資料 2〔山本健司委員提出資料〕4 頁

を最高裁判決よりも広げるものではないと考えられる。

この点に関連して、第 10 回では、この考え方により契約の目的や価格等のいわゆる中心条項についても法第 10 条が適用されることにならないかという懸念が示された。法第 10 条がいわゆる中心条項にも適用されるかは解釈に委ねられている問題であるが、契約の目的や価格等は、基本的に、消費者と事業者との間で行われる交渉の結果として決定されるものであり、「当該条項がない場合に認められたはずの権利義務」(①)を想定することができないので、前段要件に該当しないものと考えられる。

以上を踏まえ、法第 10 条の前段要件について、最高裁判決を踏まえ、当該消費者契約の条項がない場合と比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重するものかどうかを判断するという考え方に基づいて適切な修正を行うこととしてはどうか。

2 - 2 . 後段要件

条項の平易明確性については、条項使用者不利の原則等において検討することとし、法第 10 条の後段要件については、現行法の文言を維持するという考え方について、どう考えるか。

(1) 第 10 回での議論の概要

ア 議論の対象

法第 10 条は、前段要件に引き続き、消費者契約の条項が「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」であることを要件として定めているが、この後段要件については、要件が抽象的で分かりにくく、具体的な文言にすることが望ましいという意見がある。

また、実際に使用されている消費者契約の条項には、具体的な内容が明らかではなく、その条項を設けることによって消費者契約法の規定の要件が満たされないことになり、規定の潜脱につながるおそれを生ずるものがある。

そこで、第 10 回では、当該条項が平易かつ明確ではないことを、後段要件該当性を判断する上での重要な要素として明記する考え方(以下、「第 10 回提案」という。)を提示し、これについて議論が行われた。

イ 意見の概要

(ア) 第 10 回提案については、ドイツ法に類似の規定があることから発想としてかなり理解できるという意見が出された一方で、消極的な意見も出された¹⁰。まず、第 10 回提案は条項が平易かつ明確ではないことを後段要件の判断において考慮するという考え方であったが、平易かつ明確であれば不当な内容の条項であっても有効になり得ると反対解釈されることを懸念する意見があった。平易明確性が主観に影響されやすい概念であり、専門用語等を用いて正確に説明することが困難になるおそれもあるので賛成できないという意見もあった。

また、第 7 回に契約条項の平易明確化義務（法第 3 条第 1 項前段）の法的義務化を検討していることとの関係を明らかにすべきであるとの意見があり、

¹⁰ 第 10 回以外の意見として、第 12 回参考資料 3〔古閑委員提出資料〕32 頁は、予見可能性が低くなることへの危惧から、後段要件において平易明確性を定めることに反対する。

この点に関連して、第10回提案の採否にかかわらず、条項使用者不利の原則を定めるかどうかは検討する必要があるという意見があった。

これらの意見を踏まえ検討した結果、平易かつ明確ではない条項には、①意味を確定することができない条項、②裁量の余地が広いため事業者が自らに有利に濫用的に用いることができる条項、③規定が散在しているため直ちに意味を確定することが困難であり隠蔽効果を有している条項があるので、これらについてさらに検討する必要があることとされた。

(イ) また、後段要件に関する第10回提案以外の意見として、平易明確性以外の要素を後段要件該当性の考慮要素として定めることも検討すべきであるという意見があり、具体的には、任意規定又は一般的な法理等からの逸脱の程度を考慮要素として定めることが考えられるという意見や、情報・交渉力の構造的な格差を踏まえた考慮要素を定めるべきであるという意見があった。

また、民法上の信義則とは異なる消費者契約法独自の判断が可能であることを明確にするため、後段要件の「民法第1条第2項に規定する基本原則」という文言を「信義誠実の原則」に改めるべきであるという意見もあった。

(2) 考え方

前述のように、実際に使用されている消費者契約の条項には、具体的な内容が明らかではなく、消費者契約法の規定の潜脱につながるおそれを生ずるものがある。しかしながら、第10回における議論を踏まえると、条項の平易明確性については、後段要件ではない別の形で対応することが考えられる。

具体的には、平易かつ明確ではない条項のうち、意味を確定することができない条項(①)については、条項使用者不利の原則の問題として検討することとする¹¹。また、裁量の余地が広いため事業者が自らに有利に濫用的に用いることができる条項(②)については、法10条の解釈・適用によるほか、個別の事案で実際に当該条項が不当に利用された場合に、信義則(民法第1条第2項)、権利濫用(同条第3項)、不法行為(同法第709条)等の適用による救済に委ねることが考えられる¹²。また、規定が散在しているため直ちに意味を確定するこ

¹¹ 「3. 条項使用者不利の原則」を参照。なお、通常の方法により解釈してもなお複数の解釈が可能であるときは条項使用者不利の原則を適用することが考えられるが、解釈することがおよそできない条項については、意味内容が確定できない条項として、条項が無効になると考えられる。山本敬三『民法講義I総則(第3版)』(有斐閣)251頁参照。

¹² 「4-4. 契約文言の解釈権限を事業者のみに与える条項、又は、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項」を参照

とが困難であり隠蔽効果を有している条項（③）については、それにより必要な情報が消費者に適切に提供されていないのであれば、情報提供義務違反になり得ることから、情報提供義務の問題として引き続き検討することとする。

【参考条文】

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

第十条 民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

（参考）これまでに出された提案

日弁連改正試案（2014年度版）（第2回資料5 - 2〔山本健司委員提出資料〕54頁）

（不当条項の効力に関する一般規定）

第16条 消費者契約の条項であつて、当該条項が存在しない場合と比較して、消費者の利益を信義誠実の原則に反する程度に害するもの（以下「不当条項」という。）は無効とする。

2 消費者契約の条項が消費者の利益を信義誠実の原則に反する程度に害しているかどうかは、当該条項の目的及び内容、当該契約の性質及び契約全体の趣旨、同種の契約に関する任意規定が存在する場合にはその内容等を総合考慮して、消費者契約法の目的に照らし判断する。

不当条項規制部分の改正に向けた論点・提案（第5回資料2 - 1〔大澤委員提出資料〕）

提案

・消費者契約法10条を以下のように改正する。

「消費者契約の条項であつて、当該条項が存在しない場合と比較して、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する条項で、消費者の利益を一方的に害する条項は無効とする」。

・10条後段要件の考慮要素については、以下のいずれかの方向で検討する。

- a) 「10条後段要件該当性を判断するにあたっては、契約の目的物・対価、取引慣行、他の条項の内容、その条項を設けることが不利益回避手段として合理的と言えるか否か、その条項以外に事業者の不利益回避の方法はないか、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を考慮に入れる」との規定を設ける。
- b) 考慮要素に関する明文規定を設けず、解釈に委ねる。

・中心条項が消費者契約法10条の規制対象となるか否かについては、以下のいずれかの方向で検討する。

- a) 「目的物や対価を定める条項（中心条項）については、当該条項が平易かつ明瞭な言葉で表現されており、消費者がいかなる意味での対価なのかを理解できる限りにおいて、不当条項規制の対象外となる」という規定を新設する。ただし、規制の対象外となった場合も、別途消費者公序規定や民法の公序良俗規定による不当性判断がなされることになる。

- b) 消費者契約法 10 条は中心条項、付随条項の区別を問わず、規制を及ぼす。
- c) 明文規定を設けず、解釈に委ねる。
- ・ 10 条に違反する条項は、その条項の全部が無効となるというのを原則とすべきであり、一部無効は損害賠償額の予定条項など、明文で一部無効を認めるべき場合に限るべきである。

債権法改正の基本方針（民法（債権法）改正検討委員会） 参考

【3. 1. 1. 32】（不当条項の効力に関する一般規定）

- <1> 約款または消費者契約の条項〔(個別の交渉を経て採用された消費者契約の条項を除く。)〕であって、当該条項が存在しない場合と比較して、条項使用者の相手方の利益を信義則に反する程度に害するものは無効である。
- <2> 当該条項が相手方の利益を信義則に反する程度に害しているかどうかの判断にあたっては、契約の性質および契約の趣旨、当事者の属性、同種の契約に関する取引慣行および任意規定が存する場合にはその内容等を考慮するものとする。

3．条項使用者不利の原則

「消費者契約に該当する定型約款の条項について、通常の方法により解釈してもなお複数の解釈が可能であるときは、事業者（定型約款準備者）にとって不利に解釈しなければならない。」という趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

事例 3-1 建物及びその建物に取用された設備・什器等を保険の目的とする火災保険契約の約款

「第1条 当社は、この約款に従い、次に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害（略）に対して、損害保険金を支払います。

(1) 火災」

【事業者（保険会社）の解釈】「事故」という言葉の意味には、当然に当該出来事の偶然性が含まれている。（第7回資料2事例24¹³）

（1）第7回での議論の概要

ア 議論の対象

第7回では、契約条項の平易明確化義務（法第3条第1項前段）に関する論点として、消費者契約法において条項使用者不利の原則を定めることについて以下の提案を行い、議論を行った。

条項が明確かつ平易でないために、消費者契約に含まれる条項の意味が、契約解釈の一般原則に従った解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合には、条項使用者である事業者にとって不利な解釈を採用することとする旨の規定を設けることについて、どう考えるか。

イ 意見の概要

（ア）第7回では、条項使用者不利の原則を定めることに賛成する意見があった。

その理由として、消費者契約の当事者間における情報・交渉力の構造的格差の是正及び公平の観点から必要かつ合理的であるということや、条項使用者

¹³ 東京地判平成16年9月15日に基づく事案である。その後、火災の偶然性の主張・立証責任については、最高裁の判断が示された（最判平成16年12月13日民集58巻9号2419頁）。詳しくは脚注23参照。

不利の原則の考え方を示した裁判例があり、諸外国には同原則を明文で規律する例が多いことを挙げる意見があった。

さらに、条項使用者不利の原則を定めるとした場合、同原則を適用する範囲を約款に限定するかどうかについても議論があった。まず、約款に限定するのであれば条項使用者不利の原則を定めることは十分考えられるという意見があり、これに関連して、約款は事業者が一方的に作成するものだから、条項の不明確さによるリスクは事業者が負うべきであると考えられるという指摘があった。これに対して、条項の不明確さに関するリスクの分配という観点からすると、消費者契約の条項一般について事業者にリスクを負担させてよいのではないかという指摘や、条項使用者不利の原則の適用範囲は、約款という法形式かどうかではなく、個別交渉の有無で画すべきではないかという指摘があり、条項使用者不利の原則は消費者契約の条項一般に適用すべきという意見もあった。

(イ) 他方で、第7回では、消費者契約法において条項使用者不利の原則を定めることに消極的な意見もあった。具体的には、前述の適用範囲に関連する意見として、約款以外については条項使用者不利の原則を定めるべきではないという意見があった。また、第7回資料では、条項使用者不利の原則を適用する場面として「保険業界では通常理解であるが、そのことを消費者は通常知り得ず、かつ、消費者の通常理解といえるものも存在しないような場合」という例を挙げていたところ¹⁴、消費者の理解は多様であるため、「消費者の通常理解」はメルクマールとして機能しないのではないかという指摘もあった。

(ウ) この他、第7回以外で出された意見として、条項使用者不利の原則を適用しなければ解決することができない具体的な適用場面が不明であり、また、どのような場合が「契約解釈の一般原則に従った解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合」に該当するのかが分かりにくく、一般人が正しく理解することは困難であるという理由から、同原則を消費者契約法において定めることに反対する意見があった¹⁵。

(エ) 以上を踏まえると、消費者契約法において条項使用者不利の原則を定めるためには、同原則を適用する範囲と具体的場面のそれぞれについて明確にす

¹⁴ 第7回資料2・30頁

¹⁵ 第12回参考資料3〔古閑委員提出資料〕13頁

ることが課題になると考えられる¹⁶。

(2) 考え方

ア 条項使用者不利の原則の意義

条項使用者不利の原則とは、契約の解釈に関する通常の方法にしたがって解釈してもなお契約条項の意味を一つに特定することができず、複数の解釈が可能である場合には、条項使用者に不利な解釈を採用しなければならないという解釈の方法である。条項使用者不利の原則を採用する実質的な根拠は、通常の方法にしたがって解釈してもなお複数の解釈が可能である場合には、条項が多義的であることによるリスクは条項を使用した者に負わせることが公平に合致する点にあると考えることができる¹⁷。

一般に、契約条項に関しては、条項の内容が不明確であるため、合理的な意思解釈を尽くしても契約条項の内容を確定することができない場合があり得るが、とりわけ、消費者契約においては、事業者間契約と異なり、消費者と事業者との間には情報・交渉力の構造的格差があり、消費者は当該契約に関する情報に乏しく、事業者と交渉をすることも困難であるため、条項について複数の解釈が可能であることにより紛争が生じたときに、事業者から不利な解釈を押し付けられるおそれがある。そこで、合理的な意思解釈を尽くしてもなお契約条項の内容を確定することができない場合には、条項使用者である事業者に不利な解釈をしなければならない旨を定めることで、消費者の利益の擁護を図る必要がある。また、条項使用者不利の原則を定めることは、事業者に対して明確な条項を作成するインセンティブを与えることになり、ひいては条項の解釈に関する事業者と消費者の間の紛争を未然に防止することが期待できる¹⁸。

¹⁶ 消費者契約法の立法時、「消費者有利解釈の原則（事業者が契約条項を一方的に定めた場合であって、契約条項の意味について疑義が生じたときは、消費者にとって有利な解釈を優先するという原則）については、『作成者不利の原則』からいっても、法的ルールとして消費者に最も有利な解釈が優先されることは、公平の要請の当然の帰結であると考えられるが、特定の解釈原則が法定されることによって、安易にこの解釈原則に依拠した判断が行われ、真実から遠ざかることになるおそれがあることを考慮する必要がある。また、裁判外での相対交渉への影響を懸念する意見もあった。」という理由で立法化が見送られたという経緯から考えても

（国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法検討委員会「消費者契約法（仮称）の具体的内容について」（平成11年11月30日）。消費者庁逐条解説609～610頁）、適用範囲と適用場面を限定することで条項使用者不利の原則が安易に用いられることを抑止する必要があると考えられる。

¹⁷ 法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」364頁

¹⁸ 落合誠一『消費者契約法』（有斐閣）64頁は、「契約条項の解釈に無用な疑義を生じさせるような場合には、当該条項を消費者に有利に解釈することがむしろ積極的に肯定されるべき」であり、それによって「事業者に『明確かつ平易』なドラフティングをさせるインセンティブ

イ 条項使用者不利の原則の適用範囲

条項使用者不利の原則を消費者契約に関し採用するとして、契約条項一般について適用することとするか、定型約款について適用することとするかが問題となるが、定型約款は、不特定多数の者を相手方として行う定型取引において用いられるもので、内容の全部又は一部が画一的であることが想定されているため（新民法第548条の2第1項）、消費者契約において定型約款が用いられる場合、消費者は、事業者が提示した条項に従わざるを得ないという状況に特にあるといえる。この場合、条項が多義的であることによるリスクは、事業者が負うべきであると考えられることができる。この点に加え、第7回では、約款に限定するのであれば、条項使用者不利の原則を定めることは十分考えられるという意見があったことも踏まえると、条項使用者不利の原則は、まずは消費者契約について使用される定型約款の条項について適用することが考えられる。

これと異なる考え方としては、条項使用者不利の原則は消費者契約の条項一般に適用されるものとした上で、消費者と事業者による個別の交渉を経て採用された条項については、条項が多義的であることによるリスクを事業者に負わせることが妥当であるとはいえないので、同原則を適用しないことが考えられる¹⁹。しかし、個別交渉を経たといえるかどうかについて消費者と事業者の間で見解の相違が生じ、紛争の原因となり得ることからすると、条項使用者不利の原則の適用範囲を明確にするという観点から、定型約款の条項に限定することも十分あり得ると考えられる²⁰。

ウ 条項使用者不利の原則の適用場面

(ア) 条項使用者不利の原則は、通常の方法にしたがって解釈してもなお複数の解釈が可能である場合に限って適用されるものである。すなわち、契約の解釈にあたっては、その契約によって当事者が企図した目的、慣習及び取引慣行等を斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすることが求められ²¹、こ

が与えられることになる」ので、契約条項の平易明確化義務（法第3条第1項前段）の立法趣旨に合致するとする。

¹⁹ 具体的には、条項使用者不利の原則の適用を除外する規定を設けるという考え方や、個別交渉を経て採用された条項は契約の解釈に関する通常の方法にしたがって解釈することによって意味を確定できるので、あえて適用除外を定める必要はないという考え方があり得る。

²⁰ 適用範囲を定型約款の条項に限るという考え方と、消費者契約の条項一般とする考え方では、定型約款ではない約款（例えば特定多数の者を相手方として用いる場合）において結論の違いが現れると考えられる。

²¹ 我妻榮『新訂民法総則』（岩波書店）249頁、幾代通『民法総則（第2版）』（青林書院新社）22頁を参照。また、最判昭和51年7月19日集民118号291頁も参照。

れにより、ほとんどの場合には、解釈が特定される。このような解釈を尽くしてもなお、複数の解釈が可能であるという場合に限って、条項使用者不利の原則が適用されることを想定している。

(イ) 具体的な事例で検討すると、次のとおりである（事例 3-1）。火災保険契約者で被保険者である消費者が、保険者である保険会社に対し、保険契約の目的である建物等に火災が発生し全損になったとして、火災保険金の支払いを請求した。当該保険契約の約款では「事故」に該当することが保険金を支払う要件とされていたところ、保険会社（事業者）は、「事故」という言葉の意味には、当該出来事の偶然性が含まれており、保険金の支払いを請求するためには、火災が偶然のものであること（故意によるものではないこと等）も消費者が主張・立証すべきであると主張した。これに対し、消費者は、「事故」とは、単に、当該出来事の発生それ自体という意味であり、火災が偶然のものであることを消費者が主張・立証するのではなく、火災が故意によるものであること等を免責事由として事業者が主張・立証すべきであるという趣旨の主張をした。

この事案において、「事故」という言葉の意味については、例えば、社会に一般的な用法、保険業界における通常理解、消費者における通常理解等を斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすることが試みられることになる。それでもなお、「当該出来事の偶然性が含まれている」という解釈と、「当該出来事の発生それ自体」という解釈とのどちらかに特定することができない場合、本来は意味内容が確定できない条項として条項が無効となるはずである²²。しかし、条項使用者不利の原則が適用されると、条項使用者である事業者に不利な解釈をしなければならないので、「事故」は「当該出来事の発生それ自体」という意味で確定される結果、消費者は火災が偶然のものであることについて主張・立証責任を負わないことになる²³。

(ウ) 以上のとおり、条項使用者不利の原則は、通常の方法にしたがって解釈しても意味を特定することができないという場面において、条項が多義的であることによるリスクを一方に負わせるものであり、同原則の適用場面は明確

²² 山本敬三『民法講義 I 総則（第 3 版）』（有斐閣）251 頁

²³ なお、この裁判例の当時は、火災発生の偶然性の主張・立証責任について裁判例が分かっていたが、その後、火災保険契約の約款において、保険金を支払う場合として、火災によって保険の目的について生じた損害に対して損害保険金を支払う旨が規定されていた事案において、最高裁は、改正前商法の保険に関する規定の趣旨及び約款の規定に照らし、保険金の支払いを請求する者は、火災発生の偶然性について主張・立証責任を負わないと判断した（最判平成 16 年 12 月 13 日民集 58 卷 9 号 2419 頁）。

であるとも考えられる。

エ 条項使用者不利の原則を定める場合の文言

条項使用者不利の原則に関する諸外国の例は、「約款の解釈に疑義があるとき」等の包括的な文言を用いているものが多い。しかしながら、条項使用者不利の原則が限定的な場面で用いられることについて法的な拘束力を持たせるために、例えば「通常の方法により解釈してもなお複数の解釈が可能であるときは」と具体的に定めることが考えられる。

【参考条文】

民法改正法案による改正後の民法（民法の一部を改正する法律案新旧対照条文より）

（定型約款の合意）

第五百四十八条の二 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

- 一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。
 - 二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

（定型約款の内容の表示）

第五百四十八条の三 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

- 2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

（定型約款の変更）

第五百四十八条の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- 一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - 二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

- 4 第五百四十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

(参考1) 諸外国における条項使用者不利の原則

※ヨーロッパ契約法原則

オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編、潮見佳男 中田邦博 松岡久和監訳「ヨーロッパ契約法原則 I・II」(法律文化社)

※ヨーロッパ私法の原則—定義—モデル準則 共通参照枠草案 (DCFR)

窪田充見=潮見佳男=中田邦博=松岡久和=山本敬三=吉永一行監訳『ヨーロッパ私法の原則—定義—モデル準則 共通参照枠草案 (DCFR)』

※ユニドロワ国際商事契約原則 2010

<http://www.unidroit.org/english/principles/contracts/principles2010/translations/blackletter2010-japanese.pdf>

内田貴=曾野裕夫=森下哲朗訳

※中華人民共和国契約法

何天貴『詳解中華人民共和国契約法』(ぎょうせい)

※その他

法務省法制審議会民法(債権関係)部会資料 49 別紙より引用

〔ドイツ民法〕

第 305 条 c

(1) 略

(2) 約款の解釈に疑義があるときは、約款使用者に不利に解釈しなければならない。

〔オランダ法〕

第 6 編 238 条

(1) (略)

(2) 第 236 条および第 237 条所定の契約における条項は、明確かつ理解可能な言葉で記載されなければならない。条項の意味に疑義があるときは、相手方の有利に解釈するものとする。

第 6 編 240 条第 1 項

(1) 第 3 項所定の法人の請求に基づいて、特定の約款における特定の条項につき、不相当に不利益なものと宣言することができる。第 233 条 a 号、第 236 条および第 237 条は、準用される。前 2 文の適用に関しては、強行的な法律上の規定に反する約款中の条項は、不相当に不利益なものと見なされる。条項の評価に際しては、第 238 条第 2 項第 2 文に定める解釈規定は、適用しない。

〔フランス民法改正草案(カタラ草案)〕

第 1140 条 疑いがある場合には、合意は、債務を負わせたものに不利に債務を負った者に有利に解釈される。

第 1140-1 条 ただし、契約上の法規範が、一方当事者の支配的な影響下で作成されたときは、他方当事者に有利に解釈しなければならない。

〔フランス民法改正草案（テレ草案）〕

第140条

- ① 疑いがある場合、契約は債務者に有利に解釈される。
- ② あいまいな場合は、交渉されていない契約条項は、むしろ作成者に不利に解釈される。

〔フランス民法改正草案（司法省草案 2008年版）〕

第155条

- ① ある条項が二つの意味にとれるときは、なんらの効果も生じない意味においてよりも、何らかの効果を有することができる意味を優先しなければならない。
- ② 曖昧な場合は、契約条項は作成者の不利に解釈される。

〔DCFR第2編第8章 解釈 第1節：契約の解釈〕

II. -8:103: 条項の供給者及び支配的当事者に不利な解釈

- (1) 個別に交渉されなかった条項の意味について疑義があるときは、その条項を提供した当事者に不利な解釈を優先しなければならない。
- (2) その他の条項の意味について疑義がある場合において、その条項が一方の当事者の支配的影響の下で作成されたときは、その当事者に不利な解釈を優先しなければならない。

〔ヨーロッパ契約法原則〕

5:103条 「作成者に不利に」の準則

個別に交渉されなかった契約条項の意味について疑いがあるときは、当該条項をもち出した当事者に不利となる解釈が優先されなければならない。

〔ユニドロワ国際商事契約原則〕

第4.6条（「作成者不利に（contra proferentem）」の原則）

当事者の一方により準備された契約条項が不明瞭なときは、その当事者に不利となるように解釈されることが望ましい。

〔韓国・約款の規制に関する法律〕

第5条

- (1) 略
- (2) 約款の意味が明白でない場合においては、顧客に有利に解釈されなければならない。

〔中華人民共和国契約法〕

第41条 標準約款の解釈

標準約款の理解において争いが生じた場合は、通常理解をもって解釈しなければならない。標準約款に二通りの解釈がある場合は、標準約款の提供側に不利な解釈をしなくてはならない。標準約款と標準約款以外の条項が一致しない場合は、標準約款以外の条項を採用しなければならない。

(参考2) 条項使用者不利の原則の参考用例

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

（著作者の推定）

第十四条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

（売却の見込みのない差押物の差押えの取消し）

第一百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（解釈の基準）

第二条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号） 参考

（実施方針）

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(参考3) 条項使用者不利の原則に関するこれまでの提案

日弁連改正試案(2014年版)

(契約条項の解釈準則)

第15条 消費者契約の条項が不明確であるため、その条項につき複数の解釈が可能である場合は、消費者にとって最も有利に解釈しなければならない。

債権法改正の基本方針

【3.1.1.40】(本来的解釈)

契約は、当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。

【3.1.1.41】(規範的解釈)

契約は、当事者の意思が異なるときは、当事者が当該事情のもとにおいて合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈されなければならない。

【3.1.1.42】(補充的解釈)

(中略)

【3.1.1.43】(条項使用者不利の原則)

<1> 約款の解釈につき、【3.1.1.40】および【3.1.1.41】によってもなお、複数の解釈が可能なときは、条項使用者に不利な解釈が採用される。

<2> 事業者が提示した消費者契約の条項につき、【3.1.1.40】および【3.1.1.41】によってもなお、複数の解釈が可能なときは、事業者に不利な解釈が採用される。[ただし、個別の交渉を経て採用された条項については、この限りではない。]

民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理

第59 契約の解釈

1 契約の解釈に関する原則を明文化することの要否

民法は契約の解釈を直接扱った規定を設けていないが、この作業が契約内容を確定するに当たって重要な役割を果たしているにもかかわらずその基本的な考え方が不明確な状態にあるのは望ましくないことなどから、契約の解釈に関する基本的な原則(具体的な内容として、例えば、後記2以下参照)を民法に規定すべきであるとの考え方がある。これに対しては、契約の解釈に関する抽象的・一般的な規定を設ける必要性は感じられないとの指摘や、契約の解釈に関するルールと事実認定の問題との区別に留意すべきであるなどの指摘がある。これらの指摘も考慮しながら、契約の解釈に関する規定を設けるかどうかについて、更に検討してはどうか。

2 契約の解釈に関する基本原則

契約の解釈に関する基本的な原則として、契約は、当事者の意思が一致しているときはこれに従って解釈しなければならない旨の規定を設ける方向で、更に検討してはどうか。他方、当事者の意思が一致していないときは、当事者が当該事情の下において合理的に考える

ならば理解したであろう意味に従って解釈するという考え方の当否について、更に検討してはどうか。

また、上記の原則によって契約の内容を確定することができない事項について補充する必要がある場合は、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときはこれに従って契約を解釈するという考え方の当否について、更に検討してはどうか。

3 条項使用者不利の原則

条項の意義を明確にする義務は条項使用者（あらかじめ当該条項を準備した側の当事者）にあるという観点から、約款又は消費者契約に含まれる条項の意味が、前記2記載の原則に従って一般的な手法で解釈してもなお多義的である場合には、条項使用者にとって不利な解釈を採用するのが信義則の要請に合致するとの考え方（条項使用者不利の原則）がある（消費者契約については後記第62、2⑩）。このような考え方に対しては、予見不可能な事象についてのリスクを一方的に条項使用者に負担させることになって適切でないとの指摘や、このような原則を規定する結果として、事業者が戦略的に不当な条項を設ける行動をとるおそれがあるとの指摘がある。このような指摘も考慮しながら、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。

条項使用者不利の原則の適用範囲については、上記のとおり約款と消費者契約を対象とすべきであるとの考え方があるが、労働の分野において労働組合が条項を使用するときは、それが約款に該当するとしても同原則を適用すべきでないとの指摘もあることから、このような指摘の当否も含めて、更に検討してはどうか。

民法（債権関係）部会資料49「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討(21)」4頁

第1 契約の解釈

1 契約の解釈に関する基本原則

（中略）

2 条項使用者不利の原則

約款又は事業者が提示した消費者契約の条項については、前記1(1)及び(2)記載の方法によっても複数の解釈が可能である場合には、そのうち約款使用者又は事業者にも不利な解釈を採用する旨の規定を設けるという考え方があり得るが、どのように考えるか。

法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」364頁

部会の審議においては、約款の解釈に当たっては「条項使用者不利の原則」に従うという規定を設けるかどうかについても検討が行われた。これは、約款に含まれる条項については、一般的な契約解釈の手法、すなわち、当事者の共通の意思を探求し、共通の意思がない場合には当該契約に関する事情の下で当事者がどのように理解するのが合理的であるかを探求したとしてもなお複数の解釈の可能性が残る場合には、約款の使用者にも不利な解釈を採用すべきであるという考え方である。この考え方は、約款が使用された場合のように、契約当事者の一方が契約条項を作成し、他方当事者が契約内容の形成に実質的に関与することができない場合において、一般的な契約解釈の手法によってもなお複数の解釈の可能性が残され

ているときは、そのリスクは契約条項を一方的に形成した側の当事者が負担するのが公平であることを理由とする。また、当事者の一方が契約内容の形成に実質的に関与しておらず、問題となる条項について現実の認識を有していないこともあるような場合には、その当事者が、当該状況の下で、どのようにその条項を理解するのが合理的であるかを確定するのは困難であることも、根拠として挙げられている。

この考え方については、契約解釈に関する伝統的に確立した準則であるとして強く支持する意見がある一方、強い批判もある。批判的な考え方として、約款の使用者といえども将来におけるあらゆる事象を想定して契約条項を作成することは不可能であるから、予測不可能なリスクが契約条項の使用者に一方的に負担させられるのは適当でないとの指摘や、契約ごとの事情を踏まえて柔軟にされるべき契約解釈が、条項使用者不利の原則の下で硬直的に運用されるおそれがあるとの指摘などである。また、条項使用者不利の準則の位置づけについて、本文1から3までのルールと同一のレベルで並列されるべき準則であるのか、そうでないとするばどのような関係に立つのか、本文1から3までのルールが当事者の意思にできるだけ即して個別の当事者の観点から契約内容を確定しようという基本的な考え方を背景としているのに対して条項使用者不利の原則はやや異質な観点を持っているようにも思われ、本文1から3までとどのように整合するのかなども、十分に整理されていないようにも思われる。

以上のように、条項使用者不利の原則については強い批判もあって十分な合意が形成されなかったことから、本文では取り上げていない。

4 . 不当条項の類型の追加

本項では、第 11 回及び第 12 回で取り上げた「不当条項の類型の追加」について検討する。

現行の消費者契約法には、具体的な条項を無効とする規定として法第 8 条及び第 9 条が設けられているほか、これらに規定するもの以外の条項が無効となる場合についての包括的な要件を定めた法第 10 条があり、これが、不当条項に関する受け皿規定としての機能を果たしている。しかし、法第 10 条の要件は抽象的であるため、契約当事者の予見可能性を高める等の観点から具体的な条項を無効とする規定を追加すべきであるという考え方がある。

そこで、新たに不当条項として無効とする規定を設けることを検討すべき具体的な条項の類型について、法第 10 条の適用が争われた裁判例、適格消費者団体による差止請求事例、消費生活相談事例等も踏まえ、実際に用いられている契約条項の例をもとに、検討する。

4 - 1 . 消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させ又は制限する条項

消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項について、次のような趣旨の規定を設けるといふ考え方について、どう考えるか。

【A案】当該条項がなければ消費者に認められる解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項は、無効とする。

【B案】民法その他の法律の規定に基づく消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項は、無効とする。

消費者の解除権・解約権を制限する条項について、次のような趣旨の規定を設けるといふ考え方について、どう考えるか。

【A案】当該条項がなければ消費者に認められる消費者の解除権・解約権を制限する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

【B案】当該条項がなければ消費者に認められる消費者の解除権・解約権を制限する条項は、当該条項を定める合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合を除き、無効とする。

事例 4-1-1 携帯電話端末の売買契約に「ご契約後のキャンセル・返品、返金、交換は一切できません」という条項があった。(第 11 回資料 1 事例 2-1-1)

| | |
|----------|---|
| 事例 4-1-2 | 大学医学部専門の進学塾と消費者との間の冬期講習受講契約において、代金払込後の解除を一切許さない旨の特約があった。(第 11 回資料 1 事例 2-1-2) |
| 事例 4-1-3 | こども英会話講師養成講座の申込要項確認書に「申込日から 8 日以降のご自身の都合によるキャンセルはお受付いたしません」という条項があった。なお、申込日から 8 日までのみクーリングオフを有効とする条項が別途あった。(第 11 回資料 1 事例 2-1-3) |
| 事例 4-1-4 | 資格試験予備校の受講契約に「本人死亡若しくは重大な疾病又はクーリングオフによる場合を除き、受講契約締結後の解約・返金を認めない」とする旨の条項があった。(第 11 回資料 1 事例 2-1-4) |
| 事例 4-1-5 | 葬儀サービスの契約 (30 万円払って入会すると、葬儀費用が 105 万円から 40 万円に減額され、会員特典で提携商品の割引が受けられるというもの) について、遠方に引っ越すことになったので、解約を申し出たが、県外への移転ではなければ解約できないという条項があった。(第 11 回資料 1 事例 2-1-5) |
| 事例 4-1-6 | 国際電話の利用約款に「利用者は、30 日前までの書面による通知により、●●コールの利用契約を解除することができます」という条項があった。(第 11 回資料 1 事例 2-1-6) |

(1) 第 11 回での議論の概要

ア 議論の対象

規定の追加を検討すべき具体的な条項の類型として、①消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項 (以下「解除権放棄条項」という。)、及び、②消費者の解除権・解約権を制限する条項 (以下「解除権制限条項」という。) が挙げられる。

第 11 回では、このうち、①解除権放棄条項については、典型的に信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと考えられることから、これを無効とする考え方を示した。

他方、②解除権制限条項については、契約の種類・性質、法律上の解除権・解約権を制限する合理的な理由の有無、合理的な理由がある場合にはそれに照らして当該制限の内容が相当なものか否か等を考慮して、どのような場合に無効とすべきかを検討することとした。

イ 意見の概要

(ア) ①解除権放棄条項については、事業者が義務違反があった場合の解除と無理由の場合の任意解除とを区別した上で、義務違反があった場合の解除権を認めない条項は救済方法を奪うものであるから不当性がはっきりしているのに対し、任意解除権に関しては損害賠償額の規制の問題として取り上げておけば足りるという意見も出された。他方、特にこれらを区別することなく、このような条項を無効とするということに賛成する意見もあった。なお、第11回では、解除権放棄条項を無効とする規定を設けるべきでないという意見は見られなかった²⁴。

(イ) 他方、②解除権制限条項については、もう少し具体的な提案がされなければ規定を設けることに反対といわざるを得ないという意見が見られた。

また、解除権制限条項を不当条項とする規定を設けるべきという立場においても、これが常に無効となるわけではないという点では一致しており、解除権制限条項のうち、どのような場合を無効とすべきか、あるいは、どのような場合に有効となるかが議論された。この点について、解除権制限条項を原則無効としつつも、「解除権を制限することに合理的な理由があり、かつ、その規定が相当な内容である場合」には例外的に有効となるという書きぶりが考えられるという意見や、法第10条の定式に乗せて、消費者の解除権を制限する条項は、その制限が「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」でないことを事業者が証明しない限り無効とするという規定があり得るという意見が見られた。

また、無効とすべき場合を切り出して具体的に規律する方法として、フランス消費法典のR.132-1条第10号（「期限の定めのない契約において、非事業者または消費者に対して、解約を事業者に対するよりも長い予告期間に服させること」）のような規定を設けることがあり得るという意見が見られた。

(ウ) また、全体に関わるものとして、法律の規定で明記されている解除権だけでなく、事情変更に伴う解除権その他の解釈上認められる、あるいは要請される解除権を放棄させ又は制限する条項でも同じ問題が生ずるのではないか

²⁴ ただし、第12回参考資料3〔古閑委員提出資料〕は、「事業者が債務を履行しなかったり目的物に瑕疵があったりした場合に消費者が法律上認められている解除権を全面的に放棄させることは、確かに信義則に反して消費者の利益を一方的に害する場合も多いと考えられる」としつつ、「該当する事例がどれだけあるか、合理的な理由があるケースがないか、一般化する前に慎重に検討する必要があると考える」とする（34頁）。

という意見が見られた。

(2) 考え方

ア 解除権放棄条項について

(ア) 第11回の議論では、解除権放棄条項について、事業者の債務不履行に基づく解除権（民法第541条から第543条まで）²⁵と任意解除権（例えば、民法第651条第1項）とを区別して検討する必要性が指摘された。そこで、この点についてどのように考えるかが問題となる。

まず、債務不履行に基づく解除権をあらかじめ放棄させる条項については、事業者が債務不履行があった場合に、消費者が当該契約の拘束（反対給付義務）から解放されるための救済手段を奪うものであり、これが不当であることは明らかであると考えられることができる。

次に、任意解除権については、債務不履行解除とは区別すべきであるという意見も見られたが、他方、任意解除権も法律が認めている解除権である以上、これを一方的に奪い、消費者を当該契約に拘束し続けることに合理性を見出すことはできないという考え方もあり得ると思われる。また、例えば、消費者が民法第651条第1項による解除をする場合には、同条第2項により、一定の要件の下で損害を賠償しなければならないこととなっているが、消費者を当該契約に拘束し続けることにより、事業者がその損害賠償で得られるよりも多くの利益を得ることができるとすれば、それは民法第651条の規定に比して、消費者に不当に不利益を課す条項であると考えられることもできる。なお、解除権を放棄させる条項が無効とされたとしても、このような損害賠償請求が妨げられるわけではない以上²⁶、任意解除権を放棄させる条項は無効とし、契約関係から解放されることは認めた上で、あとは損害賠償請求の問題として扱うということも考え得るところである。

このように考えた場合には、解除権放棄条項については、例外なく無効とする規定を設けることが考えられる。

²⁵ なお、瑕疵担保責任（現行民法第570条・同第566条）についても債務不履行責任と捉える考え方がある。また、新民法の下では、現行法での瑕疵担保責任は、目的物が「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」場合の売主の責任（債務不履行責任）と捉えられることになる。

²⁶ ただし、このような損害賠償の額を予定する条項を設けた場合、それが法第9条第1号に反する部分を含むのであれば、その範囲で無効になる。

(イ) また、第 11 回では、法律の明文で定められた解除権に限らず、事情変更に伴う解除権など、民法等の解釈上認められる解除権（以下「解釈上の解除権」という。）についても、これを放棄させる条項を無効とする規定を設けるべきではないかという指摘が見られた。

この点については、法律の明文で認められたものであっても、解釈上認められるものであっても、(ア) に記載したような解除権を放棄させる条項の持つ不当性には変わりはないと考えることができる。そこで、解釈上の解除権も含む趣旨で、例えば、「当該条項がなければ消費者に認められる解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項」を無効とする規定を設けることも考えられる（A案）。

これに対し、解除権放棄条項について例外なく無効とする規定を設けることを検討するとした場合、その対象については、例外を認める規定を設ける場合よりも特に明確性が要請されると考えることもできるところ、解除権放棄条項の対象に解釈上の解除権まで含めると、その要請を満たさないという考え方もあり得る。また、解釈上の解除権について、新たな規定の対象にしなくても、法第 10 条の解釈・適用によって妥当な結論を導くことが可能であると考えることもできる。そこで、規律の明確化を図る観点から、「民法その他の法律の規定に基づく消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項」を無効とする規定を設けることも考えられる（B案）。

以上を踏まえ、消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項について、次のような趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

【A案】 当該条項がなければ消費者に認められる解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項は、無効とする。

【B案】 民法その他の法律の規定に基づく消費者の解除権・解約権をあらかじめ放棄させる条項は、無効とする。

イ 解除権制限条項

(ア) 解除権制限条項は、当該条項がなければ本来何の制限もなく認められたはずの解除権について、その要件や行使方法等に制限を加えるものであるから、明文の任意規定や一般法理等に委ねた場合と比較して、消費者の権利を制限するものであると考えられる。もっとも、大量の消費者との大量の契約に対応するための事務処理上の便宜のために期間や方式に一定の制限を加える場合なども考えられるところであり、合理的な必要性が認められるような場合

であり、かつ、その必要性に照らして相当な内容の制限を加えるような条項については、これを無効にすべきではないと考えられる。この点は、第11回でも異論は見られなかった。

そこで、次に、どのような場合に解除権制限条項を無効とし、どのような場合であれば有効になるかを検討する必要がある。

(イ) 解除権を制限する必要性は、当該消費者契約の目的・種類・性質・内容その他の個別の事情によって様々であると思われる。そして、その制限の内容や態様についても、解除事由の制限、解除の手段や方式、期間等に関する制限など、多種多様なものが想定され、その程度も様々である。また、それによって、消費者の被る不利益の程度も異なることになると思われる。

これを踏まえると、解除権制限条項のうち一定のものを類型化して、これを例外なく無効とする規定を設けるのではなく、むしろ、上記要素を総合的に考慮した上で無効となるべき場合を画する規律とするのが適切であると考えられることもできる。

そして、このように、当該条項の必要性や相当性、それによって消費者の被る不利益の程度等の要素を総合的に考慮して、当該条項が無効か否かを判断するというのは、法第10条において用いられている枠組みに他ならない。そうだとすると、解除権制限条項が明文の任意規定や一般法理等による場合と比較して消費者の権利を制限するものであることは既に述べたとおりであるから、解除権制限条項のうち、「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」を無効とするという趣旨の規定を設けることが考えられる（A案）。

このような規定を設けた場合、解除権制限条項は無効となる可能性のある条項であることを法律上も明示した上で、実際に無効と判断されるか否かは、法第10条と同様の枠組みの下で判断され、法第10条を適用した場合と同様の結論に至ることとなるため、消費者・事業者の双方にとって予測可能性が担保されることになると思われる。

(ウ) これに対し、消費者に本来特段の制限なく認められるはずの解除権を制限するような条項については、これを原則として無効とすべきであるという考え方もあり得る。このような考え方に立った場合には、解除権制限条項は、合理的な必要性が認められ、かつ、当該必要性に照らして当該条項の制限が相当なものである場合には例外的に有効となるが、その場合を除いて無効とするという趣旨の規律を設けることが考えられる（B案）。

以上を踏まえ、消費者の解除権・解約権を制限する条項について、次のような趣旨の規定を設けるといふ考え方について、どう考えるか。

【A案】当該条項がなければ消費者に認められる解除権・解約権を制限する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

【B案】当該条項がなければ消費者に認められる解除権・解約権を制限する条項は、当該条項を定める合理的な理由があり、かつ、それに照らして内容が相当である場合を除き、無効とする。

(参考1：諸外国の規定の例)²⁷

ドイツ民法

第309条 評価の余地のない禁止条項

法規定と異なる合意が許容される場合においても、約款における次のような条項は無効とする。

8. (義務違反におけるその他の免責)

a) (契約を解消する権利の排除)

約款使用者の責に帰すべき事由があり、売買の目的物または仕事の瑕疵以外の義務違反があった場合において、他方の契約当事者の契約を解消する権利を排除し、または制限する条項。ただし、本条第7号に定める運送約款、料金表については、同号所定の要件を満たす限りで、この限りではない。

9. (継続的債務関係における契約期間)

約款使用者により商品の定期的な供給、労務給付もしくは請負給付の定期的な提供を目的とする契約関係において、以下の各号のいずれかを定める条項

c) 他方の契約当事者の不利益において、当初または契約期間または黙示に更新された契約期間の満了に先立ち、3か月を超える期間の解約告知期間を定めること

ただし、一体をなしたものとして売却された物の引渡しに関する契約、保険契約、および、著作権法上の権利および請求権を有する者と、著作権およびそれに隣接する保護権に関する法律にいう著作権利用会社との間で締結された契約については、この限りではない。

フランス消費法典

R. 132-1条

事業者と非事業者または消費者の間の契約において、以下のような目的または効果を持つ条項は、反証の余地のない形で、L. 132-1条第1項及び第3項の規定の意味で、濫用的であると、したがって禁止されていると推定される。

7. 事業者の物の引渡債務もしくは担保責任を負う債務、または役務提供債務の不履行の場合に、非事業者または消費者の契約の解除または解約を請求する権利を妨げること。

10. 期限の定めのない契約において、非事業者または消費者に対して、解約を事業者に対するよりも長い予告期間に服させること。

R. 132-2条

事業者と非事業者または消費者の間の契約において、以下のような目的または効果を持つ条項は、事業者が反証を提出した場合を除いて、L. 132-1条第1項及び第2項の規定の意味で、濫用的であると推定される。

8. 非事業者または消費者に対し、契約の解除または解約を、事業者に対するよりも厳格な要件または方法に従わせること。

オランダ民法

第6編第236条

職業または事業の活動外で行為する自然人である相手方と約款使用者との間の契約におい

²⁷ 法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する検討事項(8) 詳細版」（同部会資料13-2）及び務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』（別冊NBL No. 146）より引用。②以降も同じ。

ては、約款中の以下の各号に定める条項は、不相当に不利益なものと見なされる。

b. 相手方の第5章第5節所定の契約解除権を排除または制限する条項

第6編第237条

職業または事業の活動外で行為する自然人である相手方と約款使用者との間の契約においては、約款中の以下の各号に定める条項は、不相当に不利益なものと推定される。

1. 3 か月を超える解約告知期間または約款使用者が契約の解約告知をなし得る告知期間よりも長期の解約告知期間に相手方を拘束する条項

韓国約款規制法

第9条（契約の解除・解約）

契約の解除・解約につき定めている約款の内容中、次の各号の一に該当する内容を定めている条項は、これを無効とする。

1 法律の規定による顧客の解除権または解約告知権を排除し、またはその行使を制限する条項

1993年 EC 指令

第3条

3. 付表には、不公正とみなすことのできる条項の例示的かつ非網羅的なリストが含まれる。

付表

第3条第3項において言及された条項

(1) 以下の目的または効果を有する条項

(b) 売主または提供者による契約上の義務の全部もしくは一部の不履行または不完全な履行の場合において、消費者が売主または提供者に対して有する債権と売主または提供者に対して負っている債務とを相殺する選択権を含む、売主または提供者またはその他の当事者に対して消費者が有している法的権利を不当に排除または制限すること

(h) 期間の定めのある契約について、消費者が別段の意思を表明しない限り、自動的に契約が延長されるとされている場合において、消費者が契約の延長を望まない旨を表明するための期限が不当に早期に設定されていること

(1) 物の価格を引渡時に定めるものとし、または、物の売主もしくはサービスの提供者は価格を引き上げることができるとしながら、いずれの場合についても、最終的な価格が契約締結時に合意した価格に比して不当に高額であるとき、そのことを理由に契約を解約する権利を消費者には与えていないこと

EU 消費者の権利に関する指令案

第35条 不公正と推定される条項

加盟国は、付表Ⅲの第1項のリストに列挙された契約条項は、事業者が当該契約条項は第32条にいう公正であることを証明できない限り、不公正とされることを確保しなければならない。契約条項リストは、すべての加盟国に適用され、第39条2項および第40条によってのみ修正され得る。

付表Ⅲ 不公正と推定される契約条項

1. 以下の目的または効果を有する契約条項は、不公正と推定される。

(d) 事業者には自由に契約を解消することが認められているにもかかわらず、同様の権利は消費者には認められていないこと

(f) 期間の定めのある契約について、消費者が別段の意思を表明しない限り自動的に契

約が延長されるとされている場合において、毎回、更新期間が終了する際に消費者に長期の解約告知期間が設定されていること

- (g) 事業者が消費者と合意した価格を引き上げること認めながら、契約を解約する権利を消費者には与えていないこと

(参考2：参考条文)

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（履行遅滞等による解除権）

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

（定期行為の履行遅滞による解除権）

第五百四十二条 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

（履行不能による解除権）

第五百四十三条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

民法改正法案による改正後の民法（民法の一部を改正する法律案新旧対象条文より）

（催告による解除）

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(地上権等がある場合等における売主の担保責任)

第五百六十六条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。

3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない。

(売主の瑕疵担保責任)

第五百七十条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

民法改正法案による改正後の民法（民法の一部を改正する法律案新旧対象条文より）

(買主の追完請求権)

第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(買主の代金減額請求権)

第五百六十三条 前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

(委任の解除)

第六百五十一条 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相

手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

民法改正法案による改正後の民法（民法の一部を改正する法律案新旧対象条文より）

（委任の解除）

第六百五十一条（略）

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。

二 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

4 - 2 . 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項

事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項について、次のような趣旨の規定を設けるといふ考え方について、どう考えるか。

【A案】事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

【B案】事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項は、当該条項を設ける合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合を除き、無効とする。

事例 4-2-1 古物買取店の買取申込書に「上記物品は不正品（コピー品、改造品）ではありません。御社において上記商品について不正品の疑いを抱いた場合には…売買契約を解除することを承諾します」という条項があった。（第 11 回資料 1 事例 2-2-1）

事例 4-2-2 建物の賃貸借契約に、次のような条項があった。「乙 [注：賃借人] に、次の各号のいずれかの事由が該当するときは、甲 [注：賃貸人] は、直ちに本契約を解除できる。（6）（中略）成年被後見人、被保佐人の宣告や申し立てを受けたとき」（第 11 回資料 1 事例 2-2-2）

事例 4-2-3 建物を賃借する際の保証会社との契約に、契約締結後 1 か月以内に電話を持たない場合は契約を解除するという条項があった。（第 11 回資料 1 事例 2-2-3）

事例 4-2-4 DVD購入の予約をした際に渡された紙に、入荷後 1 週間を経過しても引取りがなかったらキャンセル扱いにする旨の記載があった。（第 11 回資料 1 事例 2-2-4）

事例 4-2-5 信用組合の預金規定に、預金者が「暴力団員」や「暴力団準構成員」等に該当することが判明した場合や、預金者が自ら又は第三者を利用して「暴力的な要求行為」や「風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為」等の行為をした場合には、預金口座の解約をすることができる旨の条項があった。（第 11 回資料 1 事例 2-2-5）

事例 4-2-6 建物の賃貸借契約に、家賃を 7 日以上滞納した場合に無催告で契約解除をすることができる旨の条項があった。（第 11 回資料 1 事例 2-2-6）

(1) 第11回での議論の概要

ア 議論の対象

規定の追加を検討すべき具体的な条項の種類として、事業者に、当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の法律に基づく解除権・解約権の要件を緩和する条項（以下「解除権付与・緩和条項」という。）が挙げられる。

第11回では、契約の種類や性質、合理的な必要性があるか否か、当該解除事由ないし緩和された要件の該当性の判断の客観性が担保されているか、消費者に認められている解除権との均衡等を考慮して、解除権付与・緩和条項を、どのような場合に無効とすべきかを検討することとした。

イ 意見の概要

(ア) 解除権付与・緩和条項について、これを不当条項とする規定を設けるべきという立場の中にも、これを一律に無効とすべきであるという意見はなく、合理的な例外を許容した規定内容とすることが望ましいとされた。その方法としては、このような条項を原則として無効としつつ、「解除権・解約権を付与又は要件を緩和することに合理的な理由があり、その規定が相当な内容である場合を除く」という趣旨の規定を設けるという案が示された。

また、例えば、消費者が他の消費者に迷惑をかけるような場合に、債務不履行に当たらなくても解約してサービスを打ち切るという場合もあるとし、このような規定を用いている事業者のヒアリングを行う必要性を指摘する声もあった。

(イ) これに対し、無効となる場合を切り出して具体的に規律する方法として、フランス消費法典 R. 132-1 条第8号のように、消費者に認められている解除権との均衡に着目することが考えられるという意見があった。また、無催告解除のように、解除の手順を一部省略するようなものは、不当になる可能性があるという指摘も見られた。

(2) 考え方

ア 方向性

解除権は、当事者双方の合意によって締結された契約からの解放を認める強力な権利であるところ、当該条項がなければ認められないような解除権を事業者が付与したり、事業者の有する解除権の行使に係る要件を緩和したりする条項は、任意規定や一般法理等による場合に比し、消費者にとって不利益を課すものといえる。

他方、いわゆる暴力団排除条項（例えば、事例 4-2-5）のように、法律上定められた解除権ではないものの、社会的な要請にむしろ合致するものも想定される。また、第 11 回の議論を踏まえると、契約の種類や性質によっては、このような条項を設ける必要がある場合も想定される。そこで、これを一律に無効とするのではなく、一定の場合に限定して無効とすることが考えられる。

イ 具体的な規定の方法

事業者に解除権を付与したりその要件を緩和したりする条項を設ける必要性は、契約の目的・性質・種類・内容によって様々であり、設けられる条項の内容も多種多様であることからすると、これらの要素を総合的に考慮した上で無効となるべき場合を画する規律とするのが適切であると考えられるところ、そのような規律としては、4-1. の②解除権制限条項の場合と同様、法第 10 条の枠組みを用いて判断するというものが考えられる。すなわち、法第 10 条の枠組みと同様に、解除権付与緩和条項であって、「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するもの」を無効とするという趣旨の規定を設けるという考え方があり得る（A案）。

他方、このような条項を原則として無効としつつ、当該条項を設ける必要性が認められ、事業者が付与された解除権の内容や要件緩和の内容・程度等がその必要性に照らして相当なものである場合には例外的に有効とする規定を設けるという考え方（B案）も考えられる。

以上を踏まえ、事業者当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項について、次のような趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

- 【A案】 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。
- 【B案】 事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項は、当該条項を設ける合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合を除き、無効とする。

(参考：諸外国の規定の例)

ドイツ民法

第308条 評価の余地を伴う禁止条項

約款における条項で、とりわけ、次のようなものは無効とする。

3. (解除権の留保)

実質的に正当でなく、かつ、契約上の根拠がないにもかかわらず、約款使用者が自己の給付義務から解放される権利を認める旨の合意。ただし、継続的債務関係については、この限りではない。

1993年 EC 指令

第3条

3. 付表には、不公正とみなすことのできる条項の例示的かつ非網羅的なリストが含まれる。

付表

第3条第3項において言及された条項

(1) 以下の目的または効果を有する条項

- (f) 売主もしくは提供者には、自由に契約を解消することが認められているにもかかわらず、同様の権利は消費者には認められていないこと。または、売主もしくは提供者は、いまだ提供していないサービスについて支払われた金銭を保持しうるとすること
- (g) 期間の定めのない契約について、売主または提供者は、合理的な通知なしに終了させることができるということ。ただし、重大な理由がある場合はこの限りではない。

フランス消費法典

R. 132-1条

事業者と非事業者または消費者の間の契約において、以下のような目的または効果を持つ条項は、反証の余地ない形で、L. 132-1条第1項及び第3項の規定の意味で、濫用的であると、したがって禁止されていると推定される。

8. 事業者が契約を裁量により解約する権利を認め、非事業者または消費者に同じ権利を認めないこと。

R. 132-2条

事業者と非事業者または消費者の間の契約において、以下のような目的または効果を持つ条項は、事業者が反証を提出した場合を除いて、L. 132-1条第1項及び第2項の規定の意味で、濫用的であると推定される。

4. 事業者が合理的な期間のある予告なしに契約を解約する権能を認めること。

オランダ民法

第6編第237条

職業または事業の活動外で行為する自然人である相手方と約款使用者との間の契約においては、約款中の以下の各号に定める条項は、不相当に不利益なものと推定される。

- d. 契約上の拘束が約款使用者に対してもはや求められ得ないような契約所定の事由以外の理由に基づいて、約款使用者を契約上の拘束から解放しまたは約款使用者にその拘束から解放される権利を与える条項

EU 消費者の権利に関する指令案

第35条 不公正と推定される条項

加盟国は、付表Ⅲの第1項のリストに列挙された契約条項は、事業者が当該契約条項は第32条にいう公正であることを証明できない限り、不公正とされることを確保しなければならない。契約条項リストは、すべての加盟国に適用され、第39条2項および第40条によってのみ修正され得る。

付表Ⅲ 不公正と推定される契約条項

1. 以下の目的または効果を有する契約条項は、不公正と推定される。
 - (d) 事業者には自由に契約を解消することが認められているにもかかわらず、同様の権利は消費者には認められていないこと
 - (e) 期間の定めのない契約について、事業者は、合理的な通知なしに終了させることができること。ただし、重大な理由がある場合はこの限りではない。

韓国約款規制法

第9条（契約の解除・解約）

契約の解除・解約につき定めている約款の内容中、次の各号の一に該当する内容を定めている条項は、これを無効とする。

- 2 事業者のために法律において規定していない解除権・解約告知権を与え、または法律の規定による解除権・解約告知権の行使要件を緩和し、顧客に対し、不当に不利益を与える恐れのある条項

4 - 3 . 消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項

消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項について、次のような趣旨の規定を設けるといふ考え方について、どう考えるか。

【A案】消費者の一定の作為又は不作為をもって当該消費者の意思表示があったものと擬制する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

【B案】消費者の一定の作為又は不作為をもって当該消費者の意思表示があったものと擬制する条項は、当該条項を設ける合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合を除き、無効とする。

事例 4-3-1 ウォーターサーバーレンタル・水宅配の契約に関する無料お試しキャンペーン規約に「無料お試し期間中に所定のキャンペーン終了手続きが行われず、貸出を受けた全てのレンタル商品がA社指定の配送センターに返却されなかった場合は、本サービスを継続して利用する意思があるものとみなし、有料サービスへ自動移行するとともに月額料金の課金が発生します」という条項があった。(第11回資料1事例2-3-1)

事例 4-3-2 ソフトウェアの使用条件に「理由のいかんを問わずメディアの包装を開封されたお客様は、下記の使用条件をご承諾されたものとみなします」という条項があった。(第11回資料1事例2-3-2)

(1) 第11回での議論の概要

ア 議論の対象

規定の追加を検討すべき具体的な条項の種類として、消費者の一定の作為又は不作為をもって消費者の意思表示があったものと擬制する条項(以下「意思表示擬制条項」という。)が挙げられる。

第11回では、作為の場合と不作為の場合で不利益に差があるか、どのような場合にどのような意思表示が擬制されるかについて事業者から消費者に十分な説明がされたか、消費者が明示の意思表示をするための機会が与えられたか、その期間は合理的なものであったか、擬制される意思表示の性質、当該作為又は不作為と擬制される意思表示との関連性が強く、当該作為又は不作為をもつ

て当該意思表示が擬制されてもやむを得ないといえるか否か等を考慮して、意思表示擬制条項をどのような場合に無効とすべきかを検討することとした。

イ 意見の概要

(ア) 第 11 回では、意思表示擬制条項については、これを無効とするための詳細な要件を定めたとしても分かりにくいものになるとして、法第 10 条の解釈・適用に委ねるべきであるという意見も出された。

また、航空券の予約に際して、一定時間内に代金の入金がなければ消費者が予約を撤回したものとみなすという条項や、定期購読の自動更新の条項などが無効とされると、かえって消費者に不利益なのではないかという指摘もあった²⁸。

(イ) 他方で、消費者の真意に反する法律効果が擬制された場合には消費者に予期せぬ不利益を与えることになるとして、規定を設けることに賛成する意見も見られた。ただし、このような意見も、意思表示を擬制する条項を一律に無効とすべきではなく、合理的な例外を許容した規定内容とすることが望ましいとし、例えば、意思表示擬制条項を原則として無効としつつ、「消費者の意思表示がなされたもの又はなされなかったものとみなすことに合理的な理由があり、かつ、その規定が相当な内容である場合を除く」という例外を設けることが提案された。

規定を設けるに当たっては、明示の意思表示をするための機会が保障されているか、その方法は合理的なものかを考慮する必要があるという指摘や、消費者に作為があった場合の意思表示の擬制と、不作為の場合の意思表示の擬制は区別して考えるべきではないかという指摘が見られた。

(ウ) また、別の観点から、包装を開封したことによって使用条件を承諾したものとみなすという例（事例 4-3-2。いわゆるシュリンクラップ契約）については、約款や契約条項の組入れの問題ではないかという指摘も見られた。

²⁸ これに関連して、現在問題なく運用されている条項（ニュースなど無償で閲覧可能なウェブサービスにおいて、利用者がページを開いたことをもって契約の成立を擬制し、緩やかな義務を課すもの等）を無効とする又は無効となるおそれを生じさせることは、取引の安定性を著しく害するという意見もある（第 12 回参考資料 3〔古閑委員提出資料〕36～37 頁）。

(2) 考え方

ア 方向性

第 11 回での議論を踏まえると、消費者の作為をもって意思表示を擬制する場合と消費者の不作為をもって意思表示を擬制する場合とでは、問題の所在が異なっていると捉えることもできると思われるため、作為・不作為を区別して検討することが考えられる。

イ 消費者の作為をもって一定の意思表示を擬制する条項

消費者が一定の積極的な行為をした場合に、当該行為があればその意思表示をしたものと通常評価されるような関連性の強い意思表示が擬制されることは、やむを得ないと考えることもできる。これに対し、当該行為と擬制される意思表示との関連性が弱い場合には、消費者に不測の不利益を課すことにもなりかねない。もっとも、関連性の弱い意思表示の擬制であっても、擬制された意思表示のもたらす法律効果が消費者にとってそれほど影響の強いものでない場合には、当該条項の不当性はそれほど高くないと考えることもできる。

このように、消費者の作為をもって意思表示を擬制する条項を無効とすべきか否かについては、当該作為と擬制される意思表示との関連性や、擬制される意思表示がもたらす法律効果の性質等の個別の事情を総合的に考慮した上で、当該意思表示の擬制に合理性があるか否かによって決するのが適切であると考えることができる。

ウ 消費者の不作為をもって一定の意思表示を擬制する条項

これに対し、消費者がある行為をしなかったことによって意思表示を擬制する条項の効力は、当該行為をしなことが、一般的に考えて、擬制される意思表示に基づく法律効果の発生を容認するものと捉えられるか否かによって決せられるものと考えられる。

この点について、基本的には、当該消費者は何もしていない以上、それをもって一定の法律効果の発生をもたらす条項の有効性については、慎重に考えるべきであるとも思われる。特に、従前と同じ条件での自動更新等ではなく、事例 4-3-1 のように、意思表示が擬制される結果として従前の契約におけるものとは異なる新たな金銭債務を負うことになる場合など、消費者に予測できないような新たな負担を課すものは、消費者に不当な不利益を与えることになると思われる。

もっとも、サービス提供契約において、初めの一定期間に限って消費者が試しに無料で当該サービスを利用できるとされている事例は多いと思われる。このような事例では、事業者は新たな顧客の獲得を図ることができるし、消費者にとっても、無料で試した上で当該サービスを利用するか否かを決定することができるため、便利な場合もある。その場合、例えば、有料のサービスに移行しない旨の選択をする機会も実質的に保障されており、どのような場合に有料サービスに移行するかが消費者に十分に説明されているような場合であれば、一定の行為をしなかったことをもって有料サービスへの移行を承諾する意思表示を擬制する条項であっても、消費者に不当な不利益を与えるとまではいえないと考えられる。

これを踏まえると、消費者の一定の不作為をもって当該消費者の意思表示があったものと擬制する条項についても、反対の意思表示をするための機会が実質的に保障されているか否か、当該不作為によって当該意思表示が擬制されるということを知らされていたか否か、擬制される意思表示が当該契約において本質的なものか否か、当該意思表示の擬制によって消費者に与える影響の程度等を総合的に考慮して、その効力を判断すべきものと考えられることができる。

エ 具体的な規定の方法

以上を踏まえると、消費者の作為をもって意思表示を擬制する条項についても、不作為をもって意思表示を擬制する条項についても、関連する諸要素を総合的に判断してその有効性を判断するのが適切であると考えられることから、他の条項と同様、法第10条と同様の枠組みによって判断する方法（A案）と、原則として無効としつつ合理的必要性があり相当な内容である場合を例外的に有効とする方法（B案）の二通りがあり得ると考えられる。

そこで、消費者の一定の作為又は不作為をもって当該消費者の意思表示があったものと擬制する条項について、趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

【A案】消費者の一定の作為又は不作為をもって当該消費者の意思表示があったものと擬制する条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

【B案】消費者の一定の作為又は不作為をもって当該消費者の意思表示があったものと擬制する条項は、当該条項を設ける合理的な理由があり、かつ、それに照らして当該条項の内容が相当である場合を除き、無効とする。

(参考：諸外国の規定の例)

ドイツ民法

第308条 評価の余地を伴う禁止条項

約款における条項で、とりわけ、次のようなものは無効とする。

5. (表示の擬制)

一定の行為をなすこと、またはなさないことにより、約款使用者の契約相手方が表示をなし、またはなさなかったものとみなす条項。ただし、次の事項をすべて満たす場合はこの限りではない。

a) 明示の表示をなすために相当の期間が契約相手方に与えられていること

b) 約款使用者が、その期間の開始の際、所定の行為に付与される意味について契約相手方に対して特に明示する義務を負うこと

本号の定めは、ドイツ建設法の契約約款B部には適用しない。

韓国約款規制法

第12条 (意思表示の擬制)

意思表示について定めている約款の内容中、次の各号の一に該当する内容を定めている条項は、これを無効とする。

- 1 一定の作為又は不作為があるとき、顧客の意思表示が表明されなかったものとみなす条項。但し、顧客に相当な期間内に意思表示をしなければ、意思表示が表明され、または表明されなかったとみなすという旨を明確に、別途告知した場合、あるいは、やむを得ない事由により、そのような告知をすることができない場合においては、この限りではない。

4 - 4 . 契約文言の解釈権限を事業者のみに与える条項、又は、法律若しくは契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性若しくはその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項

消費者契約の文言を解釈する権限を事業者のみに与える条項は無効とするという趣旨の規定を設けるといふ考え方について、どう考えるか。

民法その他の法律の規定若しくは契約に基づく事業者の義務の発生要件該当性又はその内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項については、これを無効とするという趣旨の規定を設けるのではなく、それによって生ずる消費者の不利益については、法 10 条の解釈・適用によるほか、個別の事案で実際に当該条項が不当に利用された場合に、信義則（民法第 1 条第 2 項）、権利濫用（同条第 3 項）、不法行為（同法第 709 条）等の適用による救済に委ねるといふ考え方について、どう考えるか。

事例 4-4-1 ポイント・サービスの会員規約に「本規約の解釈等に疑義が生じた場合、当社は、信義誠実の原則に基づいて決するよう努め、会員はその決定に従うものとします」という条項があった。（第 11 回資料 1 事例 2-4-3）

事例 4-4-2 フィットネスクラブの会則に「本クラブの施設利用に際して本人または第三者に生じた人的・物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。但し、会社の調査により会社に過失があると認められた場合には、会社は一定の補償をするものとします」という条項があった。（第 11 回資料 1 事例 2-4-1）

事例 4-4-3 映像配信サービスの利用規約に「当社において、会員（中略）の責に帰すべき事由により専用機器が正常に作動しないと判断した場合は、当社においてかかった全ての費用につき会員が負担するものとします」という条項があった。（第 11 回資料 1 事例 2-4-2）

（ 1 ）第 11 回での議論の概要

ア 議論の対象

追加を検討すべき具体的な条項の類型として、①契約文言の解釈権限を事業者のみに付与する条項（以下「解釈権限付与条項」という。）、及び、②契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性又はその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項（以下「決定権限付与条項」という。）が挙げられる。

①解釈権限付与条項は、消費者契約の文言の意味内容についての解釈権限を事業者のみに付与する条項であり、例えば、事例 4-4-1 のような内容の条項が想定される。第 11 回では、解釈権限付与条項については、これを無効とするという考え方を示した。

他方、②決定権限付与条項は、個別具体的な事案の下で、当該消費者契約に関する法律上の権利・義務又は契約上の権利・義務が発生するための要件に該当するか否かを決定（判断）する権限を予め事業者のみに付与するような条項であり、例えば、事例 4-4-2 及び事例 4-4-3 のような内容の条項が想定される。また、これと併せて、事例 4-4-2 に見られるように、契約に定められた一定の要件を満たした場合に発生する当事者の権利・義務の内容を、事業者が決定することができるものとする条項も想定される。第 11 回では、決定権限付与条項については、決定の対象となる事項が目的物や対価その他の契約の本質的部分か否か、事業者の裁量の程度等の事情をもとに、消費者の利益を一方的に害する条項といえるのはどのような場合か等を考慮して、どのような場合に無効とすべきかを検討することとした。

イ 意見の概要

(ア) ①解釈権限付与条項については、規定を設けることについて、特に異論は見られなかった。また、規定を設けるべきであるという意見の中には、これを常に無効とすべきという意見があった。

(イ) ②決定権限付与条項については、具体的な案が提示されなければ判断することができないという意見が見られた。また、規定を設けるべきという意見の中には、常に無効とすべきという意見もあったが、他方、常に無効とまではいえず、決定権限の対象が目的物・対価などの本質的部分か否かで区別することが考えられるという意見も見られた。

また、事業者による補償サービスの提供に当たり、補償対象事由として列挙していないものであっても、事業者の判断によって補償の対象とするというような条項が無効となっては消費者にとっても不利益ではないかという指摘があった。

別の観点から、例えば瑕疵や欠陥に当たるかどうかの認定権を事業者に与えることは、その認定によって免責の効果をもたらすことができるという点に問題があるとして、免責条項の判断基準とリンクした規定にする必要があるという指摘も見られた。

(2) 考え方

ア 解釈権限付与条項

第11回では、解釈権限付与条項についての規定を設けることについて特に異論は見られなかった。

また、契約は双方当事者の合意によって成立するものであるにもかかわらず、その文言の解釈を事業者のみに委ねると、契約の内容が事業者の裁量によって消費者の意思にかかわらず解釈されることになり、実質的には契約の内容を事業者が一方的に決定できるのと同様の結果になると捉えられる。そのため、これを許容することに合理性は見出しがたいと考えることができる。

そうだとすると、解釈権限付与条項については、端的にこれを無効とすることが考えられる。

そこで、消費者契約の文言を解釈する権限を事業者のみに与える条項は無効とするという趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

イ 決定権限付与条項

(ア) 決定権限付与条項についても、消費者契約における権利・義務が発生するかどうか又は当該権利・義務の内容が、事業者の裁量によって決まることとなるため、解釈権限付与条項と同様、実質的には契約の内容を事業者が一方的に決定することと大差ないものと捉えられる。

もっとも、例えば、インターネット上でのサービス提供に際して、セキュリティ上の問題があると考えられる行為に及ぶ可能性があるとき等に、事業者が自らの判断で迅速に利用停止その他の対応を行う場合²⁹や、暴力団である蓋然性の高い顧客との契約を打ち切る場合等、一定の合理的な必要性が認められる場合も考えられないわけではない。他方で、このような必要性に基づいて決定権限付与条項が設けられていたとしても、当該権利・義務の発生又はその内容が事業者の裁量に委ねられている以上、これを事業者が恣意的・濫用的に運用した場合には、消費者の不利益になることも考えられる。

²⁹ 第12回参考資料3〔古閑委員提出資料〕35頁、37頁参照

(イ) このように、決定権限付与条項は、その内容における問題のほかに、当該条項を設けることに合理的な必要性がある場合であっても恣意的に使われた場合には不当な結果をもたらし得るという問題も孕んでいるものと思われる。

そうだとすると、そのような濫用のおそれのある条項を無効にするということも考え得るが、実際には、そのような濫用のおそれがあることにより、消費者の利益を一方的に害することになる条項だけを類型的に切り出して規定することは極めて困難だと思われる。そのため、決定権限付与条項の濫用による消費者の不利益については、法 10 条の解釈・適用によるほか、個別の事案で実際に当該条項が不当に利用された場合に、信義則（民法第 1 条第 2 項）、権利濫用（同条第 3 項）、不法行為（同法第 709 条）等の適用による救済に委ねるのが適切とも考えられるが、どうか。

以上を踏まえ、民法その他の法律の規定若しくは契約に基づく事業者の義務の発生要件該当性又はその内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項については、これを無効とするという趣旨の規定を設けるのではなく、それによって生ずる消費者の不利益については、法 10 条の解釈・適用によるほか、個別の事案で実際に当該条項が不当に利用された場合に、信義則（民法第 1 条第 2 項）、権利濫用（同条第 3 項）、不法行為（同法第 709 条）等の適用による救済に委ねるという考え方について、どう考えるか。

(参考：諸外国の規定の例)

1993年 EC 指令

第3条

3. 付表には、不公正とみなすことのできる条項の例示的かつ非網羅的なリストが含まれる。

付表

第3条第3項において言及された条項

(1) 以下の目的または効果を有する条項

- (m) 提供された物もしくはサービスが契約に適合しているか否かを判定する権利を売主もしくは提供者に与えること、または、契約の文言を解釈する権利を排他的に売主もしくは提供者に与えること

フランス消費法典

R. 132-1条

事業者と非事業者または消費者の間の契約において、以下のような目的または効果を持つ条項は、反証の余地ない形で、L. 132-1 条第 1 項及び第 3 項の規定の意味で、濫用的であると、したがって禁止されていると推定される。

4. 引渡された物または提供された役務が契約の約定に適合しているか否かを決定する権利を事業者のみに付与すること、または契約の何らかの条項を解釈する排他的な権利を事業者に与えること。

R. 132-2条

事業者と非事業者または消費者の間の契約において、以下のような目的または効果を持つ条項は、事業者が反証を提出した場合を除いて、L. 132-1 条第 1 項及び第 2 項の規定の意味で、濫用的であると推定される。

1. 事業者の給付の履行は、その実現が事業者の意思のみに依存している条件が課されているにもかかわらず、非事業者または消費者の確固たる債務の負担を規定すること。

オランダ民法

第6編第236条

職業または事業の活動外で行為する自然人である相手方と約款使用者との間の契約においては、約款中の以下の各号に定める条項は、不相当に不利益なものと見なされる。

- d. 約款使用者が一つもしくはいくつかの義務の履行をしなかったかどうかの判断を約款使用者自身に委ね、または、そのような不履行に基づいて法律によって相手方に認められる権利の行使を、相手方がまず第三者に対して裁判上の請求をしなければならないという条件にかからしめる条項

EU 消費者の権利に関する指令案

第34条 あらゆる状況下において不公正とされる条項

加盟国は、付表Ⅱのリストに列挙された契約条項は、あらゆる状況下において不公正とされるよう確保しなければならない。契約条項リストは、すべての加盟国に適用され、第 39 条 2 項および第 40 条によってのみ修正され得る。

付表Ⅱ あらゆる状況下において不公正とされる契約条項

以下の目的または効果を有する契約条項は、あらゆる状況下において不公正とされる。

- (e) 提供された物もしくはサービスが契約に適合しているか否かを判定する権利を事業者に与えること、または、契約の文言を解釈する権利を排他的に事業者に与えること

4 - 5 . サルベージ条項

いわゆるサルベージ条項を不当条項として無効とするか否かについて、事業者の法的リスク回避の観点及びそれが脱法的に機能してしまう可能性を排除する観点から、どう考えるか。また、今後、問題となった実例等を調査した上で、更に検討することとしてはどうか。

事例 4-5-1 インターネットビデオサービスの利用規約に「弊社（中略）は、利用者に対して、（中略）これらの広告・宣伝物、情報提供及びコンテンツについて、法律で許容される範囲において、一切の責任を負わないものとします」という条項があった。（第12回資料1事例2-5-1）

事例 4-5-2 ネットワークサービスの利用規約に「裁判所において本規約のある規定が無効または執行不能とされた場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします」という条項があった。（第12回資料1事例2-5-2）

（1）第12回での議論の概要

ア 議論の対象

いわゆるサルベージ条項とは、本来であれば全部無効となるべき条項に、その効力を強行法によって無効とされない範囲に限定する趣旨の文言を加えたものである。サルベージ条項は、これを有効とすると、「強行法によって無効とされない範囲で」という趣旨の抽象的な限定を加えるだけで、当該条項が全部無効となることを回避し、当該条項の無効を主張する消費者にどの範囲が無効であるかを示すよう迫り、それを示さない消費者に対しては本来無効となる条項を押し付けるおそれがある。また、このような条項が有効とされると、適正な内容での契約条項の策定に向けた事業者のインセンティブを削ぐことにも繋がると考えられる。

そこで、第12回では、消費者の権利を制限し又は義務を加重するものであるために強行法によって全部無効とされる内容に、強行法によって無効とされない範囲でのみ有効とするという趣旨の限定を加えた条項（いわゆるサルベージ条項）について、これを無効とするという考え方を示した。

イ 意見の概要

(ア) 委員の意見には、まず、サルベージ条項の問題点を指摘し、これを無効とすべきであるというものがあつた。そのような意見の中で、指摘されていたサルベージ条項の問題点としては、①事業者が消費者に対して当該条項のどこからが無効なのかを示すよう迫り、何も言わない消費者には不当条項がそのまま適用されるという点、②事業者に適正な内容での契約条項の策定へのインセンティブが働かない点、③不当条項を無効にする強行法規を脱法する効果を有しているという点、④消費者にとって条項の内容が不明確であるという点等が挙げられる。

④の点に関して、条項の不当性の問題と不明確性の問題は区別されるべきではないかという意見も見られた。これに対しては、契約では双方の権利・義務をできるだけ明確に事前に定めておくものであるにもかかわらず、裁判所が禁止しない限り、一切責任を負わず、あらゆる権利を行使するということを包括的に許容するような規定であることから、不当性の問題であるという指摘があつた。また、本来ならば条項が全部無効になってしまうところ³⁰、包括的かつ簡便にこれを回避することを容認するかという点に問題の本質があり、不当性の問題であるという指摘も見られた。

また、サルベージ条項は、国際的に事業を展開している事業者において使用される傾向があり、世界のどこでも通用するものとして使用しているものと考えられるが、日本で事業を行う以上は、日本の法律に則して契約条項を作成すべきであるという指摘も見られた。

(イ) これに対しては、明確なメルクマールがない強行規範があるとか、時代の変化によって有効・無効の判断が変わり得るといった事情があり、それを全て把握した上で直ちに契約条項に反映させることは不可能であることから、サルベージ条項には実務上の必要性があるという意見も見られた。

また、実際にサルベージ条項があるために困っている事例が示されていないという指摘もあつた。これについては、サルベージ条項が実際に使用されている例が多く見られるということや、無効となる範囲を示すことができない消費者に心理的抑制効果が働くことにより問題が顕在化していない可能性を指摘する意見も見られた。

³⁰ サルベージ条項の議論は、条項の一部に不当な内容が含まれていたときに、当該条項の一部のみを無効とするか当該条項の全部を無効と考えるかという問題があり、そこで全部無効とするという考えを採った場合を前提としたものであるという指摘も見られた。

(ウ) また、法律によって許容される範囲において事業者の責任を免除する規定を一律に不当条項とすることについては妥当性・必要性に疑問があるとし、法第 10 条の解釈・適用に委ねるべきであるとする意見も見られたが、これに対しては、サルベージ条項は他の不当条項とワンセットになって始めて意味を持つ特殊な条項であるから、法第 10 条によって無効とされるかは不透明であるという指摘もあった。

(2) 考え方

第 12 回での議論を踏まえると、サルベージ条項の問題点は、本来、全部無効なものとして使用が許されないはずの条項について、「法律で許容される範囲内において」という趣旨の文言を付け加えることで、有効である部分が一部でもある限り使用し続けることが可能であるとするものであって、その有効である一部が最終的に裁判所によって判断されるまでは明らかにならないことから、本来であれば条項が全部無効になるのを簡便に回避し、脱法的に機能してしまうという意味での不当性の問題であると整理することができる。

他方で、事業者としてそのような条項を使用する実務的な理由として、サルベージ条項は、強行法規の適用に当たって、民法第 1 条第 2 項のように明確なメルクマールがないものがあること、判例が変わることによって、強行法規違反該当性の考え方が変容することもある中で、それらを全て把握して、直ちに契約や約款に反映させることは、事実上不可能であること、契約が継続していれば条項を適宜に変更することは困難であることを踏まえた上で、可及的に条項の有効性を担保する手段であるとの指摘がされている。

確かに、最終的に裁判所によって判断されるまで当該条項がどこまでの範囲で有効になるかは事業者にとってもわからないものと思われるが、問題は、最終的に有効と判断される一部が含まれているとしても、本来、「法律で許容される範囲内において」という趣旨の文言がなければ、全部無効のものとして使用が許されなかったはずの条項が、どこまでが有効がわからないという状態のまま消費者契約において使用されるところにある。事業者の法的リスク回避の観点からそれもやむを得ないとも考えることもできるが、その反面で、強行法の脱法として機能してしまう可能性を排除する観点からは許容できないと考えることもできる。結局のところ、条項を作成・使用する事業者において、どこまで消費者及び事業者の権利義務関係を明確にすることが求められるかという問題に帰着するものと考え

えられるが、これらの点についてどう考えるか³¹。

なお、実際にサルベージ条項に起因して発生した問題がどの程度存在するのかという疑問も呈されたところであることから、今後、問題となった実例等を調査した上で、更に検討することとしてはどうか。

³¹ 仮にこの問題について許容できないと考えた場合には、具体的にどのような規律を設けるべきか次に問題となるが、条項の不当性の問題といっても、現行法第10条のように、当該条項が設けられることによって本来の消費者の権利を制限し義務を加重するというのではなく、本来全部無効のものとして使用が許されないはずの条項の使用を許してしまう機能を排除しようとするものであるから、規律の内容としては、「全部無効とされるべき条項は、『法律で許容される範囲内において』という趣旨の文言の有無にかかわらず、全部無効とする」とすることが考えられる。

【参考条文】

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
- 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を

控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(参考) これまでに提出された提案

日弁連改正試案

(不当条項とみなす条項)

第17条 次に掲げる消費者契約の条項は、不当条項とみなす。

一～七 (略)

八 契約の解釈、事業者の消費者に対する権利の発生若しくは行使の要件に関する判断、又は事業者が消費者に対して負担する責任若しくは責任免除に関する判断について事業者のみが行うものとする条項

九 法令に基づく消費者の解除権を認めない条項

十〇 事業者が消費者に対して役務の提供を約する契約において、当該消費者の事前の同意なく、事業者が第三者に当該契約上の地位を承継させることができるものとする条項

十一 事業者が契約上、消費者に対して有する債権を第三者に譲渡する場合に、消費者があらかじめ異議を留めない承諾をするものとする条項

十二 事業者が任意に債務を履行しないことを許容する条項

十三 民法その他の法令の規定により無効とされることがない限りという旨の文言を付記して、最大限に事業者の権利を拡張し又は事業者の義務を減免することを定める条項

(不当条項と推定する条項)

第18条 次に掲げる消費者契約の条項は、不当条項と推定する。

一 消費者の一定の作為又は不作為により、消費者の意思表示がなされたもの又はなされなかったものとみなす条項

二 一定の事実があるときは、事業者の意思表示が消費者に到達したものとみなす条項

三 事業者に対し、契約上の給付内容又は契約条件を一方的に決定又は変更する権限を付与する条項

四 消費者が事業者からの一方的な追加担保の要求に応じなければならないとする条項

五 事業者の保証人に対する担保保存義務を免除する条項

六 消費者の利益のために定められた期限の利益を喪失させる事由（民法第137条各号に掲げる事由その他消費者に信用不安が生じたと客観的に認められるような事由を除く。）を定めた条項

七 事業者の消費者に対する消費者契約上の債務その他法令上の責任を制限する条項（第17条第1号から第5号までの規定に該当する場合を除く。）

八 事業者が契約の締結又は債務の履行のために使用する第三者の行為について事業者の責任を制限し又は免除する条項（第17条第1号から第5号までの規定に該当する場合を除く。）

く。)

- 九 消費者の権利行使又は意思表示について、事業者の同意、対価の支払、その他要式又は要件を付加する条項
- 十〇 消費者契約が終了した場合における事業者の消費者に対する原状回復義務、清算義務を減免する条項
- 十一 消費者に債務不履行があった場合に、事業者に通常生ずべき損害の金額を超える損害賠償の予定又は違約金を定める条項
- 十二 民法第295条、第505条又は第533条に基づく消費者の権利を制限する条項。ただし、民法その他の法令の規定により制限される場合を除く。
- 十三 法令に基づく消費者の解除権を制限する条項
- 十四 期間の定めのない継続的な消費者契約において、事業者に対し、解約申し入れにより直ちに消費者契約を終了させる権限を付与する条項
- 十五 事業者の証明責任を軽減し、又は消費者の証明責任を加重する条項
- 十六 管轄裁判所を事業者の住所地又は営業所所在地に限定する条項、法律上の管轄と異なる裁判所を専属管轄とする条項その他消費者の裁判を受ける権利を制限する条項
- 十七 他の法形式を利用して、この法律又は公の秩序若しくは良俗に関する法令の規定の適用を回避する条項。

「不当条項規制部分の改正に向けた論点・提案」(第5回消費者契約法専門調査会資料2-1(大澤委員提出資料))3~4頁

2. 不当条項リストについて

提案 現行8条、9条を含めた以下の条項を反証の余地なく無効とする旨のリストを設ける。

- (1) 事業者の債務不履行・不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- (2) 事業者の債務不履行・不法行為(その者の故意又は重大な過失によるものに限る)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- (3) 瑕疵担保責任の全部又は一部を排除する条項
- (4) 人身損害に関する事業者の責任を一部免除する条項。ただし、法令により損害賠償責任が制限されているときは、その限りで有効となる。
- (5) 契約の目的物、対価、契約期間に関する条項を変更・決定する権限を事業者のみに与える条項
- (6) 契約文言の排他的解釈権限を事業者に与える条項
- (7) 事業者が正当な理由なしに自己の債務の履行をしないことができるとする条項
- (8) 事業者が第三者と入れ替わることを許す条項
- (9) 消費者の同時履行の抗弁権(又は留置権)を排除又は制限する条項
- (10) 消費者の有する相殺権限を奪う条項
- (11) 消費者の解除権・解約権を排除する条項
- (12) 契約終了にあたり、消費者に対して事業者が生じる平均的な損害を越える損害賠償額の予定・違約金を課す条項
- (13) 現行9条2号
- (14) 消費者が事業者に対して訴訟提起しうる期間を不相当に短く制限する条項
- (15) サルベージ条項

提案 以上の条項以外にも、場合によっては消費者にとって不利益となりうる条項がある。そこで、これらの条項を以上の条項（いわゆるブラック・リスト）とは別に、事業者の立証によって不当性が覆る余地があるリスト（いわゆるグレイ・リスト）として設けることも検討してはどうか。

- (1) 事業者の債務不履行・不法行為（その者の軽過失によるものに限る）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- (2) 事業者の被用者又は代理人による責任を免除ないし制限する条項
- (3) 契約条項（付随条項）の変更・決定権限を事業者のみに与える条項
- (4) 消費者に過量な又は不相当に長期にわたる物品又は役務を購入させる条項
- (5) 消費者の解除権・解約権を不相当に制限する条項
- (6) 事業者に不相当な解除権・解約権を付与する条項
- (7) 事業者からの解除・解約の要件を緩和する条項
- (8) 消費者の債務不履行に対して、消費者に過大な義務を課す又は事業者の責任を過度に制限する条項
- (9) 事業者の清算義務を免除する条項
- (10) 一定の作為又は不作為に表示としての意味を持たせる条項
- (11) 消費者にとって重要な事業者の意思表示が、仮に消費者に到達しなかった場合においても消費者に到達したものとみなす条項
- (12) 消費者の意思表示の方式その他の要件について、不相当に厳しい制限を加える条項
- (13) 消費者に不利な専属的合意管轄を定めた条項
- (14) 事業者の証明責任を軽減又は消費者の証明責任を加重する条項
- (15) 紛争解決に当たっては、事業者の選定した仲裁人による仲裁によるものとする旨の条項